

環境報告書

令和6年度版

(令和5年度実績報告)



各務原市

各務原市環境報告書目次

各務原市の概況	1
(1) 行政機構と事務分掌（令和6年4月1日現在）	2
(2) 市民生活部環境室人員配置状況（令和6年4月1日現在）	3
(3) 市民生活部環境室令和5年度決算	4
(4) 市民生活部環境室令和6年度予算	5
(5) 総合計画目標及び実績	6
第Ⅰ編 環境保全	7
第1章 環境保全施策の総合的推進	7
第1節 第2次各務原市環境基本計画の推進	7
第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	24
第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画	24
第4節 各務原市環境市民会議	25
第5節 環境保全協定（公害防止協定）	26
第6節 環境啓発・環境学習	27
第2章 環境の現状と対策	29
第1節 大気環境	29
第2節 水環境	30
第3節 騒音・振動	31
第4節 化学物質対策	34
第5節 浄化槽の整備	34
第6節 環境美化	34
第7節 環境衛生	35
第8節 公害	37
第Ⅱ編 廃棄物処理	38
第1章 令和5年度一般廃棄物処理計画	38
第1節 事業年度	38
第2節 一般廃棄物の排出状況	38
第3節 ごみ処理計画	38
第2章 ごみ処理事業	39
第1節 処理の現状	39
第2節 ごみ処理単価	39
第3節 収集処理実績（北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ）	40
第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動	41
第3章 し尿処理	47
第1節 処理実績	47
令和4年度 環境トピックス	48
全体評価	49

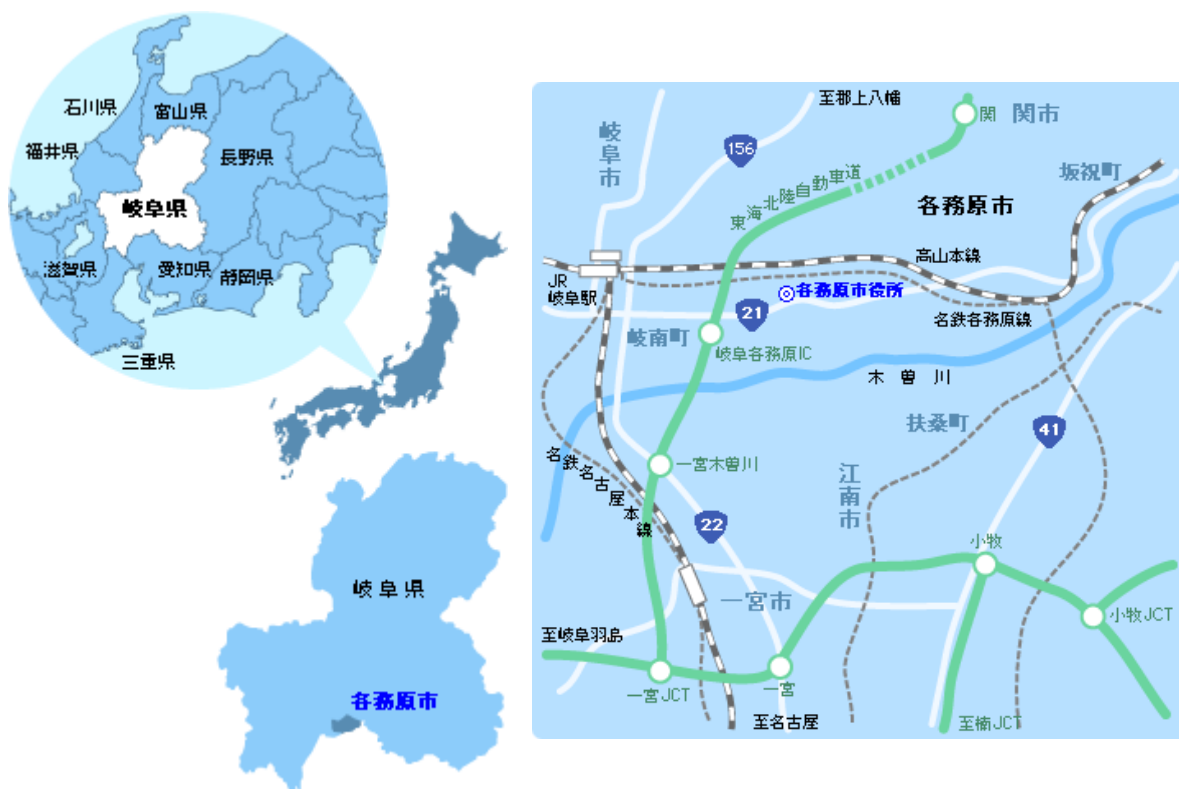
各務原市の概況

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に大河木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢で、人々が住むに最適の環境にあります。

また、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、平成 16 年 11 月には、羽島郡川島町との合併により面積 87.81k m²、人口約 15 万人を持つ都市となりました。

隣接する関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる市北部の丘陵地帯は、濃尾平野の北端に位置し、広く木曾川から伊勢湾に及ぶ雄大な眺望を誇ります。また、古来、地域に豊かな恵みをもたらす母なる川、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、人々の生活を潤すとともに多様な自然が四季折々美しく風景を彩ります。

また本市は、中部都市圏の中心の名古屋市へ 30km、岐阜市へ 8km 圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約 30 分、富山方面へ約 2 時間 30 分とアクセスに優れています。また、東西に JR 高山本線、名鉄各務原線、国道 21 号が走るほか、南北に主要地方道江南関線が通り基幹交通網を形成しています。



(令和 6 年 4 月 1 日現在)

総人口 : 144,451 人
(男) : 71,417 人
(女) : 73,034 人
世帯数 : 62,727 世帯

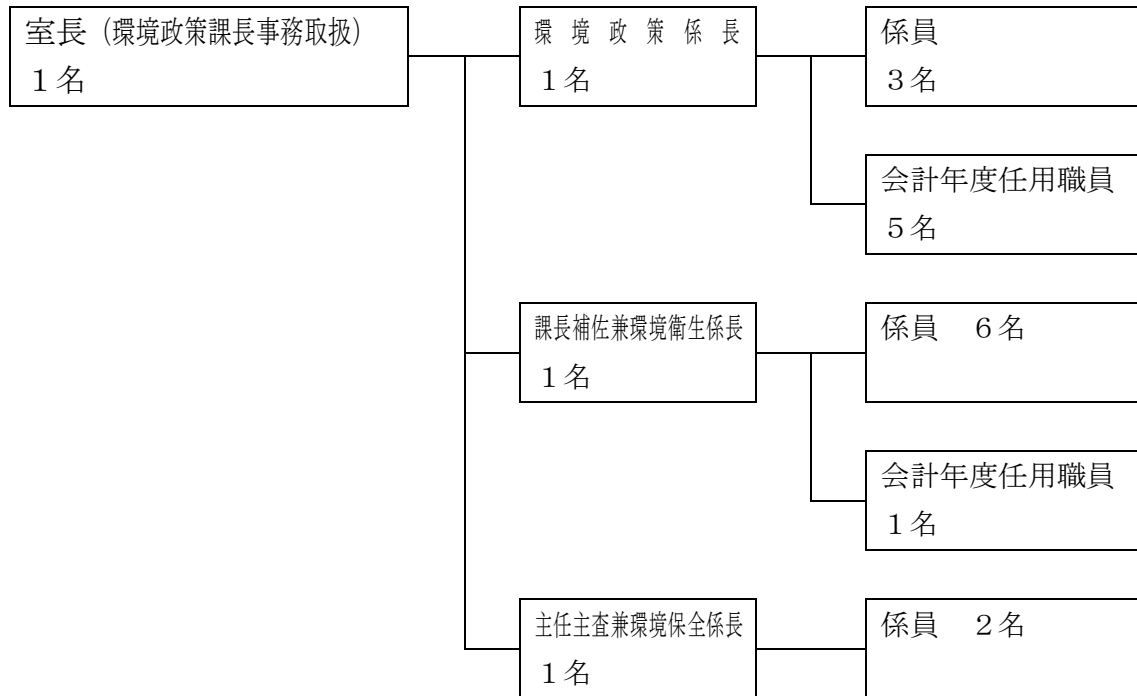
市民生活部環境室

環境政策課	環境政策係	環境に関する施策の総合企画及び調整に関する こと
		ごみ処理の事業計画その他ごみに関する こと
		ごみの減量に関する こと
		リサイクルの推進に関する こと
		廃棄物の不法投棄等の処理及び指導に関する こと
		北清掃センターとの連絡調整に関する こと
	環境衛生係	食品、麻薬等の公衆衛生思想の普及、啓発及び 指導に関する こと
		そ族、昆虫等の駆除及びその指導に関する こと
		し尿処理の事業計画その他し尿等に関する こと
		浄化槽設置整備補助金に関する こと
		畜犬登録に関する こと
		火葬場の管理に関する こと
		市営墓地の使用許可及び管理並びにその他の墓 地の指導に関する こと
		墓地、火葬場の経営許可に関する こと
		クリーンセンターとの連絡調整に関する こと
		動物愛護に関する こと
	環境保全係	自然の保全に関する こと
		公害の苦情処理に関する こと
		公害対策の連絡調整に関する こと
		公害防止の普及に関する こと
		地球温暖化防止対策に関する こと
		悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに騒音 規制法（昭和43年法律第98号）等に基づく届 出に関する こと
		自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づ く届出に関する こと
北清掃センター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び 管理に関する事務
クリーンセンター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び 管理に関する事務

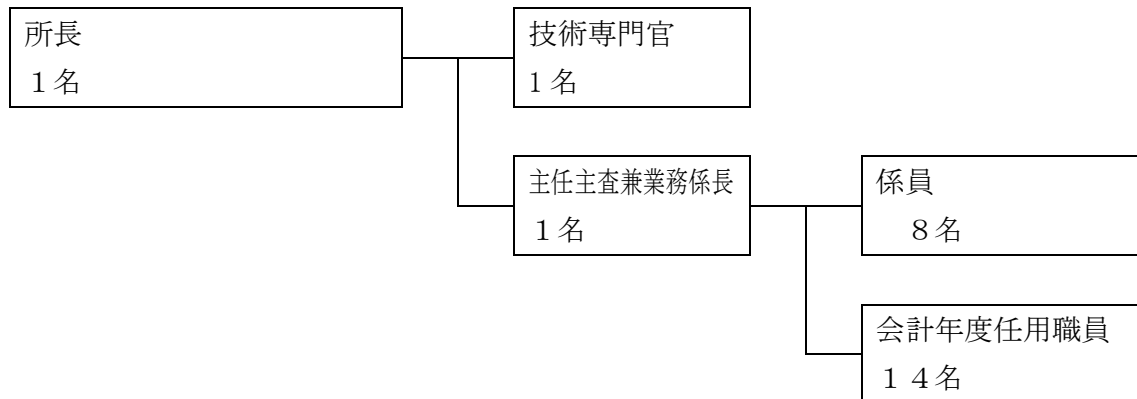
(2) 市民生活部環境室人員配置状況 (令和6年4月1日現在)

市民生活部環境室 (環境室長他55名)

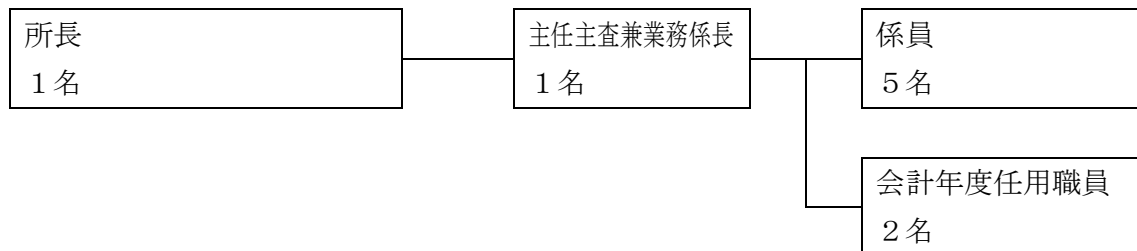
① 環境政策課 (21名)



② 北清掃センター (25名)



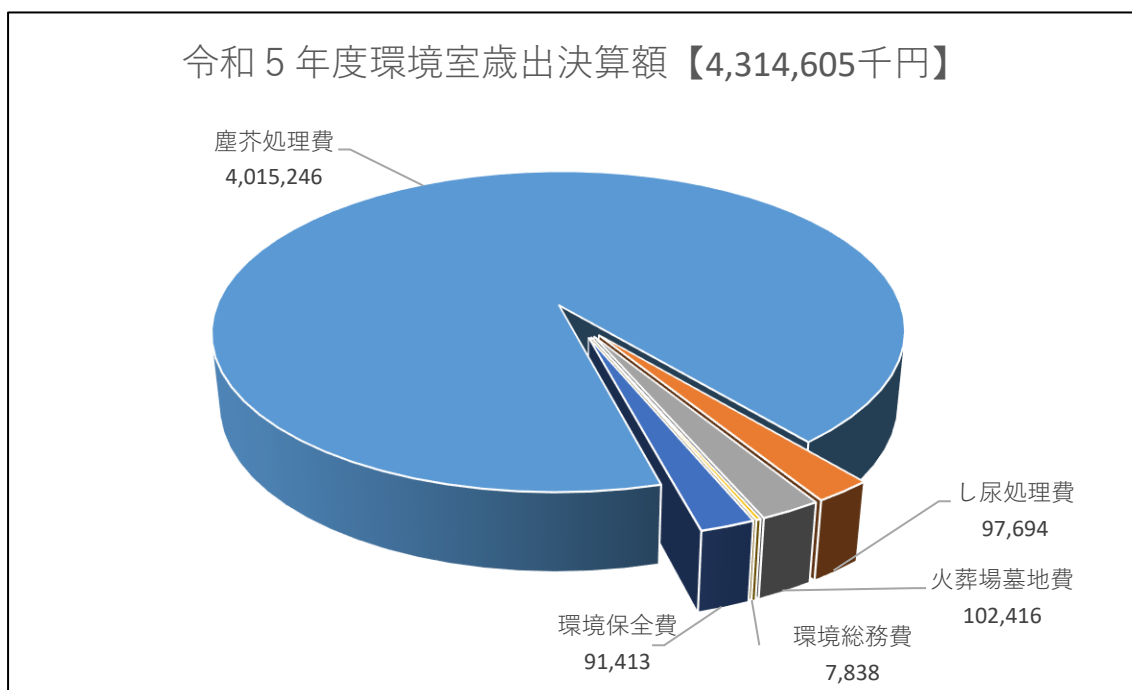
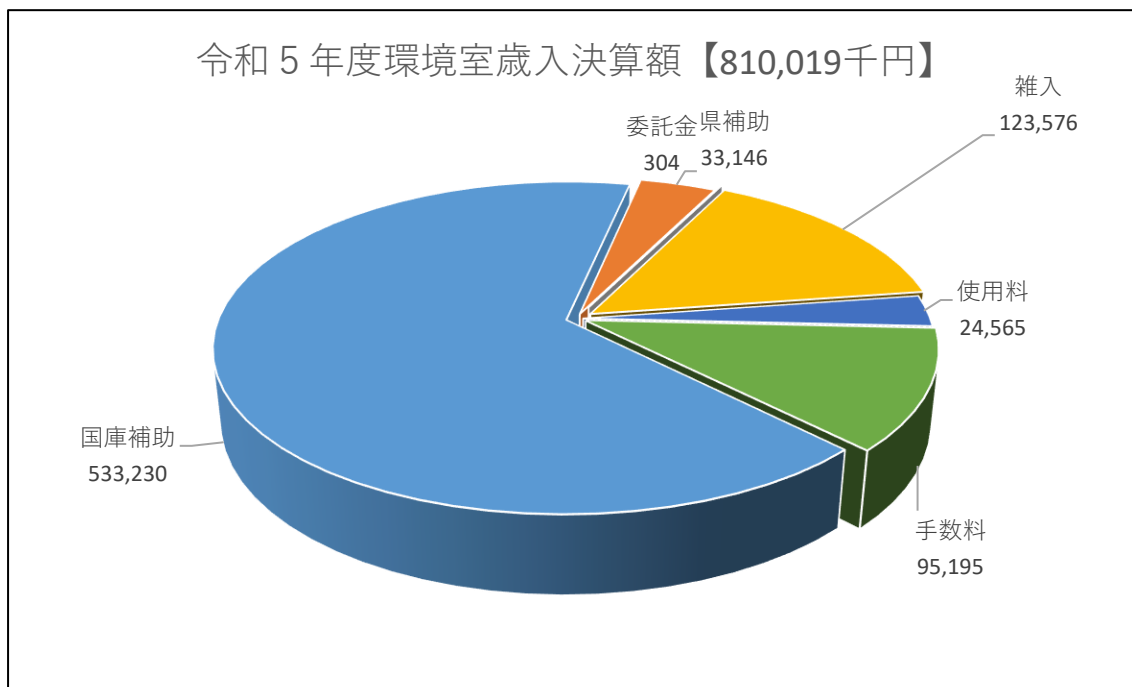
③ クリーンセンター (9名)



(3) 市民生活部環境室令和5年度決算

各務原市の令和5年度一般会計の決算額は、歳入が 66,455,136 千円、歳出が 62,770,655 千円でした。

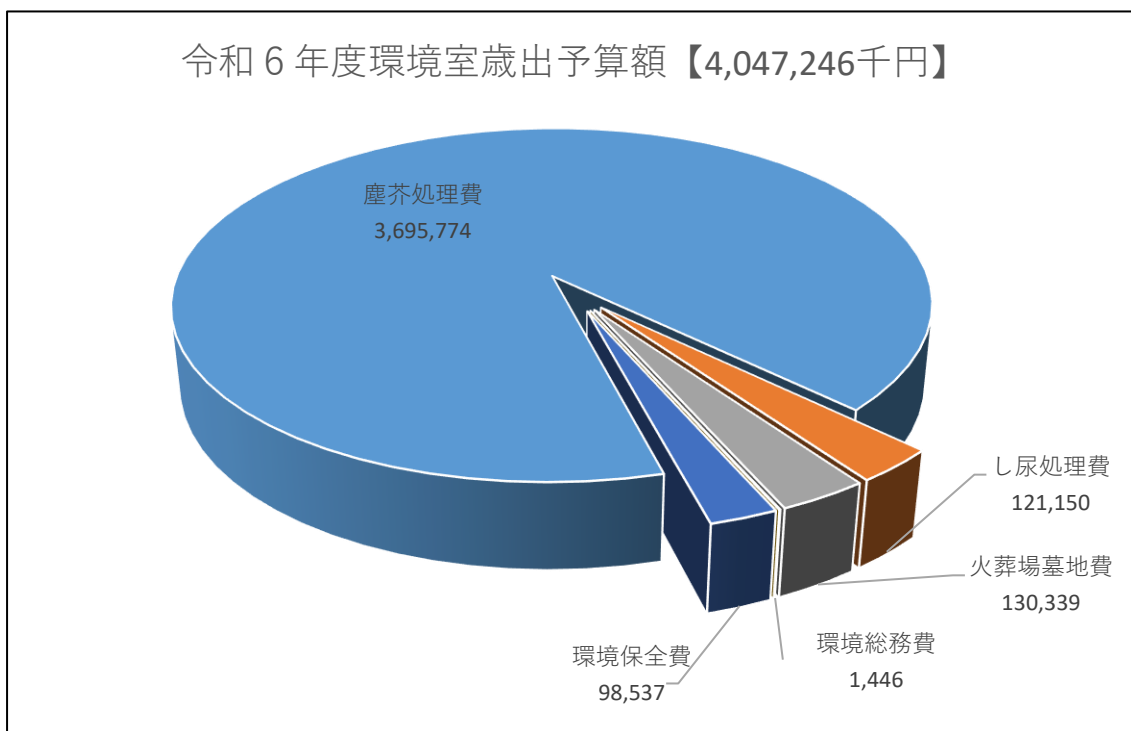
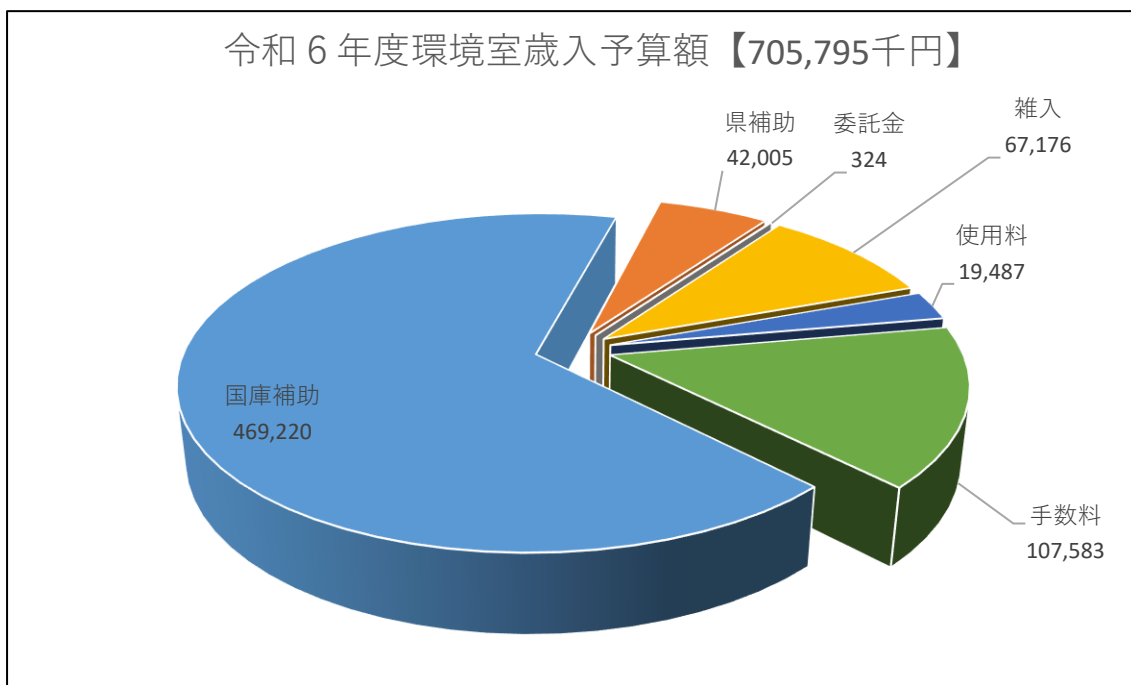
一般会計の内、環境室の決算額は、歳入が 810,019 千円、歳出が 4,314,605 千円でした。内訳は下図のとおりです。



(4) 市民生活部環境室令和6年度予算

各務原市の令和6年度の一般会計予算額は、636.5億円です。

一般会計の内、市民生活部環境室の予算額は、歳入705,795千円、歳出が4,047,246千円です。内訳は下図のとおりです。



(5) 総合計画目標及び実績

事業の進捗状況

	基本項目	2023年度実績	目 標 2024年度末
総合計画	環境教室等の参加者数（年間）	2,038人	3,200人
	一人1日当たりのごみ焼却量	691g	710g以下
	汚水衛生処理率	92.5%	94.1%

	基本項目	2023年度実績	目 標 2027年度末
環境基本計画	リサイクル率	27.0%	30.0%

第Ⅰ編 環境保全

第1章 環境保全施策の総合的推進

第1節 第2次各務原市環境基本計画の推進

1. 計画の概要

(1) 計画の期間

2018年度～2027年度

(2) 基本理念

みんなで未来につなげる美しい各務原

(3) 総合的な目標

①環境教室などへの参加者数

2027年度までに年間3,300人達成（2016年度より335人増）

2,965人（2016年度）→3,300人（2027年度）

②リサイクル率

2027年度までに30%達成（2016年度比1.6ポイント増）

28.4%（2016年度）→30.0%（2027年度）

③ごみ焼却量※ごみ焼却量は北清掃センターで焼却する量

2027年度までに5%削減（2016年度比）

39,780t（2016年度）→37,790t（2027年度）

④汚水衛生処理率

2027年度までに96.0%達成（2016年度比6.9ポイント増）

89.1%（2016年度）→96.0%（2027年度）

(4) 基本方針

A. 環境を考え行動する人づくり

B. 資源を大切に暮らすまちづくり

C. 自然と共生するまちづくり

(5) 環境行動計画



図1-1-1 基本方針、行動目標の体系

基本方針	行動目標
方針A 環境を考え 行動する人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう
	A2 大人が環境について学べる機会をつくろう
	A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう
	A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう
方針B 資源を大切に暮らす まちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）
	B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）
	B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）
	B4 適切にごみを排出しよう

基本方針	行動目標
方針C 自然と共生するまちづくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう
	C2 地球温暖化防止を推進しよう
	C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

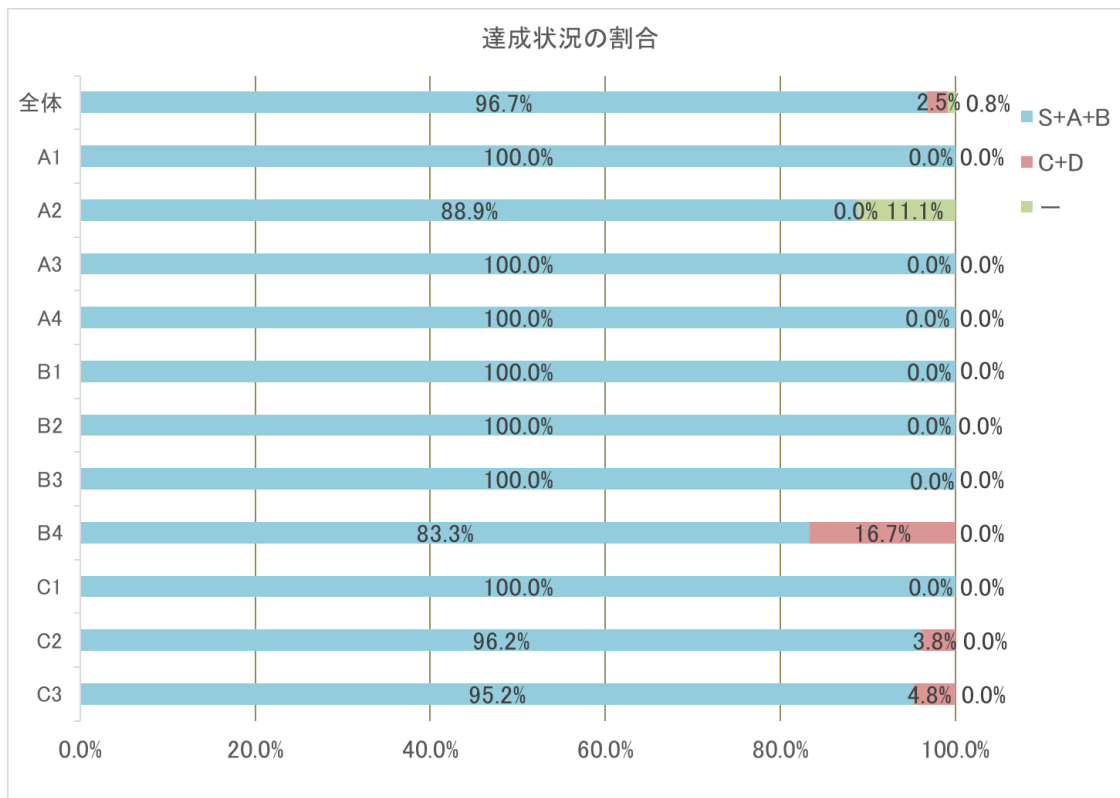
2. 達成状況（行政の取り組み）

行政が行っていく事業・施策の進捗状況は、各担当課の評価をもとに、事務局で評価方法（表1-1-1）に基づき評価しました。

表1-1-1 行政が行っていく事業・施策の評価方法

評価	進行状況
S	事業完了
A	十分できている
B	ややできている
C	あまりできていない
D	当該年度対象事業なし
—	評価不可（雨天等により事業中止など）

図1-1-2 各行動目標の達成状況



基本方針A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A1	1	子ども向け環境教材の提供	環境を楽しく学習できるウェブサイト「環境まなびサイト」のデータを更新する。	サイト内にある、「各務原の自然がいっぱい」を修正・更新した。	B	環境政策課
A1	2	こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」の出展作品のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰する。	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な5作品を表彰した。	A	環境政策課
A1	3	各務原市環境行動賞	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な作品を表彰する。	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な18作品（優秀賞3作品、奨励賞15作品）を表彰した。	A	環境政策課
A1	4	講師の募集と紹介	「生涯学習登録講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	ウェブサイトや出前講座冊子、情報誌で制度の紹介・講師の募集を行った。 「出前講座2023」冊子では、市職員による環境に関する出前講座5講座、登録講師による環境に関する出前講座として「あなたもエコライフ」などを紹介した。	A	いきいき楽習課
A1	5	総合的な学習の時間を活用した環境学習の推進	総合的な学習の時間においては、特に実践的な場を位置付けて、環境教育を推進していく。	64%の小中学校において、総合的な学習の時間に環境学習に取り組んだ。また、社会科や家庭科などの教科の学習や学級活動、児童会活動・生徒会活動と関連させ、環境に関する発展的な学習や取組を位置付けている学校もある。	A	学校教育課
A1	6	生徒会主導による環境活動の実施	各小中学校の児童会や生徒会、ふれコミ隊を中心に、SDGsと関わらせる等、各小中学校で工夫して活動する。 活動はHPや通信で地域に周知する。	今年度ボランティア活動歴50回認証達成率は、小学校79%、中学校69%であり、SDGsに関わらせた活動を行う学校もある。通学路や地域のごみ拾いを児童生徒が主体となって行う中で、社会貢献力の育成にも注力した。活動内容は、各小中学校のHPや通信で地域に広めている。	A	学校教育課
A1	7	学校が実施する環境事業への支援	「学校経営予算」「児童生徒のための予算」により、学校が計画する環境に関する事業への取組みを支援する。予算総額のうち、環境行動にいくら費やすかは、各学校の裁量による。	8校より環境に関する事業の取組の計画が申請され、交付金を交付した。	A	教育委員会総務課
A1	8	学校の食育の推進	望ましい食習慣を身につけるため、「給食だより」を発行し、学校と家庭が連携して取り組む。また、6月の食育月間、毎月19日の食育の日には、「食」について関心を高めるよう啓発する。年間を通して、行事食や郷土料理を提供し、地産地消や食文化を伝える。	毎月の「食育の日」や「学校給食週間」等を活用して、児童生徒に食に対する正しい知識と望ましい食習慣などを伝える取組みを行った。	A	学校教育課

基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A2	1	環境講座の開催	各務野自然遺産の森において、自然環境教育に関する講座を休日に開催する。	自然体験塾講座として、「バードウォッチング」や「昆虫おもしろ楽習」など全27講座実施した。	A	いきいき楽習課
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	後期長期講座「竹細工～六つ目編みのかごづくり～」全5回・6人受講。後期長期講座「ボタニカルアート入門 ～植物を描こう～」全10回・8人受講。 短期講座「子どもといっしょに蘇原まちさんぽ」全1回・7人受講。短期講座「各務原の野鳥を知ろう」全2回・12人受講。短期講座「ハーブでこころもからだも温かく～オリジナルのバスハーブを作りましょう～」全1回・8人受講。	A	中央ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「身近な岐阜の植物・各務原の植物」全5回・20人受講。身近に存在する植物について、座学と岐阜県博物館の見学で学ぶ講座を実施した。 前期長期講座「ぶち自給自足生活に挑戦！はじめての家庭菜園」全5回・15人受講。JAぎふ職員から栽培方法を伝授していただき、種まき、苗植え、栽培管理、収穫を体験する講座を実施した。 前期長期講座「自然観察さんぽ～身近なエコツーリズム～」全5回・20人受講。身近な自然とふれあい、歩きながら、大地、野生動物、樹木、草、鳥、昆虫など幅広く観察し学ぶ体験型講座を実施した。 後期長期講座「各務原アルプスと各務原の地質」全6回・20人受講。各務原アルプスのなりたちや、身近な場所の地質を座学と見学で学ぶ講座を実施した。 ハイカレッジ各務原西「地球温暖化 気候変動による影響」全1回・35人受講。ハイカレッジの1講座として、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター職員から講義を受けた。	A	西ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「自然から学ぶ ミツバチ講座」を全6回で、12名受講。前期長期講座「淡水生物豆博士 アクア・マイスターになろう」を全10回で、10名受講。短期講座「歩いて知る木曽川の自然」を全1回で、13名受講。短期講座「てくてく歩こう！秋のかさだ広場で自然観察」を全1回で、7名受講。	A	川島ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	長期講座「春から夏に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ70名参加。長期講座「秋～早春の面白ネイチャーウォーク」6回で延べ90名参加。長期講座「冬から早春に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ80名参加。短期講座「バードコールを作って伊木山で野鳥と会話してみよう」2回で延べ30名参加。短期講座「鶺鴒沼・犬山の歴史を聞きながら楽しく早春ウォーク！」2回で延べ30名参加。	A	東ライフデザインセンター

基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A2	2	親子環境学習	親子環境学習会として、オオキンケイギク等の（特定）外来生物が環境に与える影響の体験学習を実施する。	—	環境政策課
A2	2	親子環境教室	親子環境教室を開催し、「メカホッパー教室」などの環境教室や環境講演会を通じて、親子で環境について学習する機会を提供する。	A	環境政策課
A2	3	環境をテーマとした図書の展示	環境・エコをテーマに企画展示を実施する。 【展示期間・展示冊数】 ・4/8～5/11 環境・生き物編：53冊 ・5/13～6/11 資源編：40冊 ・6/17～7/16 いえ、まち、しごと編：53冊 ・7/21～8/27 生活のもと編：29冊	A	中央図書館
A2	4	講師の募集と紹介 ※A1-4再掲	「生涯学習登録講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	A	いきいき楽習課

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	各務野自然遺産の森において、自然環境教育に関する講座を休日に開催する。	A	いきいき楽習課
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。 後期長期講座「竹細工～六つ目編みのかごづくり～」全5回・6人受講。後期長期講座「ポタニカルアート入門 ～植物を描こう～」全10回・8人受講。 短期講座「子どもといっしょに蘇原まちさんぽ」全1回・7人受講。短期講座「各務原の野鳥を知ろう」全2回・12人受講。短期講座「ハーブでこころもからだも温かく～オリジナルのバスハーブを作りましょう～」全1回・8人受講。	A	中央ライフデザインセンター

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「身近な岐阜の植物・各務原の植物」全5回・20人受講。身近に存在する植物について、座学と岐阜県博物館の見学で学ぶ講座を実施した。 前期長期講座「ぶち自給自足生活に挑戦！はじめての家庭菜園」全5回・15人受講。JAぎふ職員から栽培方法を伝授していただき、種まき、苗植え、栽培管理、収穫を体験する講座を実施した。 前期長期講座「自然観察さんぽ～身近なエコツアーリズム～」全5回・20人受講。身近な自然とふれあい、歩きながら、大地、野生動物、樹木、草、鳥、昆虫など幅広く観察し学ぶ体験型講座を実施した。 後期長期講座「各務原アルプスと各務原の地質」全6回・20人受講。各務原アルプスのなりたちや、身近な場所の地質を座学と見学で学ぶ講座を実施した。 ハイカレッジ各務原西「地球温暖化 気候変動による影響」全1回・35人受講。ハイカレッジの1講座として、岐阜県地球温暖化防止活動推進センター職員から講義を受けた。	A	西ライフデザインセンター
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「自然から学ぶ ミツバチ講座」を全6回で、12名受講。前期長期講座「淡水生物豆博士 アクア・マイスターになろう」を全10回で、10名受講。短期講座「歩いて知る木曽川の自然」を全1回で、13名受講。短期講座「てくてく歩こう！秋のかさだ広場で自然観察」を全1回で、7名受講。	A	川島ライフデザインセンター
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	長期講座「春から夏に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ70名参加。長期講座「秋～早春の面白ネイチャーウォーク」6回で延べ90名参加。長期講座「冬から早春に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ80名参加。短期講座「バードコールを作って伊木山で野鳥と会話してみよう」2回で延べ30名参加。短期講座「鶴沼・犬山の歴史を聞きながら楽しく早春ウォーク！」2回で延べ30名参加。	A	東ライフデザインセンター
A3	2	こども環境教室	次世代を担うこどもたちに、環境や自然の大切さを学ぶ機会として「こども環境教室」（水辺の環境、水生生物、地球環境の3教室）を開催する。また、産業・農業祭においてLEDの普及啓発活動を行う。	7月17日、24日に水辺の環境教室、水生生物の教室、地球環境教室を開催した。（参加者合計63名）また、11月18日の産業・農業祭においてLEDの普及活動を行った。	A	環境政策課
A3	3	環境月間パネル展示	環境月間（6月）に、市の環境活動に関するパネルを展示し、市民に対して啓発を行う。	環境月間ではないタイミングに、市の環境への取組に関する啓発をする機会が多かったため、その際にパネル展示を行った。	B	環境政策課

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A3	4	口座振替支払通知書による3R推進啓発	口座振替支払通知書の封筒に3R推進のキャッチコピーや実践可能な活動のPRを印刷し、市からの支払相手方に郵送する。	令和5年度口座振替支払通知書発送件数：34,170件	A	会計課
A3	5	環境をテーマとした図書の展示 ※A2-3再掲	環境・エコをテーマに企画展示を実施する。	「SDG'sにトライ！展」と称し、いくつかテーマを絞り展示を実施。SDG'sを理解するのに役立つ本を絵本・児童書を中心に展示。 【展示期間・展示冊数】 ・4/8～5/11 環境・生き物編：53冊 ・5/13～6/11 資源編：40冊 ・6/17～7/16 いえ、まち、しごと編：53冊 ・7/21～8/27 生活のもと編：29冊	A	中央図書館
A3	6	市の環境活動のわかりやすい広報	市広報紙、ウェブサイトなどに、市の環境活動をわかりやすく取りまとめたものを掲載し、市の取り組みを紹介する。	市の環境への取組を広報紙や環境報告書などで、わかりやすく情報提供した。	A	環境政策課
A3	7	懸垂幕を利用した環境保全の啓発	年2回、6月と12月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を掲揚して、環境保全の啓発を行う。	6月と12月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を展示し、環境保全の啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進	美しいまちづくり条例に基づき、市街地、主要道路沿線などに環境美化監視員を配置し、美しいまちづくりを推進する。また、市広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行う。	環境美化監視員（自治会選出50名、PTA選出17名）と連携して市内の巡回活動を実施するなど、環境美化活動ができた。また、市広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進	犬の糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配付し、飼い主のマナー向上を図る。必要に応じて広報紙や回覧文書を活用し、正しい犬の飼い方を周知する。	犬などのペットの糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配布し、飼い主のマナー向上を図った（啓発看板131枚配布）。	A	環境政策課
A3	9	環境美化監視員の活動支援	環境美化監視員からの連絡や活動報告に基づき、市の関係機関と連携して監視員の活動を支援する。また、活動報告会を開催し、互いの活動内容を報告していただくことで、他の監視員の活動内容を知る機会を提供する。	1月17日と1月24日に活動報告会を開催し、他の監視員の活動内容を知る機会を提供した。	A	環境政策課
A3	10	環境保全の取組において優秀なものへの表彰	岐阜県において実施される都市景観大賞について、広く市民にPRする。	市HP掲載や都市計画課窓口でのパンフレット配布により周知を行った。	B	都市計画課

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A3	12	環境に配慮した建設工事の推進 「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱」に基づき、対象となる建設工事の特記仕様書に環境配慮事項を明記するとともに、請負業者に「環境配慮実施状況報告書」を提出させることで環境に配慮した施行方法の実施、廃棄物の発生抑制及び適正処理、再生材等の利用を促進するなど、建設工事における環境負荷の低減を図る。	建設工事を所管する部署において、要綱を踏まえた特記仕様書の作成など、請負業者に対し環境負荷を低減する取組みを義務付けて評価を実施した。	A	企画政策課

基本方針A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A4	1	環境活動グループの交流の場の確保・情報提供 各務原市生活学校の活動を核に、省エネルギーや水環境問題等への理解を深め、美しく暮らしやすい都市づくりに向けた活動を支援する。	「エコ小物づくり」「廃油を使用した石鹸づくり」など環境をテーマにした活動を行い、その活動を産業・農業祭、パネル展にて紹介啓発を行った。また、フードドライブを実施し食品ロスの削減に貢献した。	A	まちづくり推進課
A4	2	環境市民会議の開催 各務原市環境市民会議を開催し、環境基本計画に係る実行計画の実施報告を行う。	計4回開催し、環境施策の進捗状況の確認・本市の環境・各務原市地球温暖化対策地域推進計画改定についての意見交換を行った。	A	環境政策課

基本方針B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B1	1	ごみの発生抑制の啓発と仕組みづくり 出前講座などを通じて市民や事業者へごみの発生抑制や減量についての情報を発信する。	蘇原中学校、桜が丘中学校、朝日町寿会シニアクラブ、ボランティアハウス大牧いきいきサロンにて出前講座を行った。また、動画を作成し、YouTubeで配信することで、ごみ減量の啓発活動を実施した。	A	環境政策課
B1	2	3Rの分かりやすい啓発 各種環境政策課参加イベント等で3Rについての啓発活動を行う。	環境政策課主催のイベントや市ウェブサイトを活用して啓発を行った。	A	環境政策課
B1	3	窓口用封筒の配布の抑制 手数料の会計時に会計窓口において、ごみ減量へ理解を得るための声掛けを行い、窓口用封筒の配布を控える。	本年度も窓口封筒の使用機会の多いマイナンバーカード受取りのお客様が多かったため、前年度と同程度の配布をしている。お悔やみコーナーの運用も開始したが、窓口封筒は証明書発行等は必要な方だけお持ち帰りいただいております。そちらでの配布数は減少しています。	B	市民課
B1	4	マイ水筒・マイ箸・マイカップの使用の推奨 環境月間（6月）などの機会を捉え、庁内掲示板等を通じて職員へ周知する。	環境の日に合わせ、マイ水道・マイ箸・マイカップの利用について職員へ啓発を行った。	B	人事課

基本方針B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B1	5	印刷・コピー部数の削減	コピー使用枚数について、課ごとに目標値を設定し、使用枚数の削減を図る。また、両面コピー、ツーアップの活用などコピー方法の工夫による使用枚数の削減を推進する。	過去5年間の実績枚数の3%削減を目標に設定して啓発を図り、達成することができた。 【令和5年度実績】 目標値：1,960,900枚 実績値：1,726,357枚	A	総務課
B1	6	レジ袋削減実施店舗の情報提供	レジ袋有料化実施店舗の情報を収集・提供することにより、市民のマイバッグ利用を促し、レジ袋削減に努める。また、レジ袋有料化実施店舗の辞退率を調査し、公表することで、市民の関心と取組意欲を高める。	レジ袋辞退率を調査し、環境報告書で公表した。（レジ袋辞退率87.9%）	A	環境政策課
B1	7	生ごみの水切りの啓発	生ごみの水切りを啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙及び市ウェブサイトにて、啓発を実施した。	A	環境政策課
B1	8	食品ロス削減の啓発	食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙及び市ウェブサイトにて、啓発を実施した。また、アピタ各務原店およびイオンモール各務原にて啓発イベントを行った。	A	環境政策課

基本方針B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B2	1	不用品交換銀行の実施	家庭において不用となった家庭用品のうちまだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供する。	毎月15日号広報紙やウェブサイトで不用品交換銀行の情報を市民に提供した。 成立件数：69件	A	環境政策課
B2	2	撤去看板の再利用	道路パトロールや市民ボランティア団体（ビューレンジャー）等の協力により、違反簡易屋外広告物を除去するとともに、各種イベントなどでの再利用を図る。	違反広告物として簡易除却を行って保管期限を過ぎたカラーコーン等を再利用することができた。	B	建築指導課
B2	3	建設発生土の抑制	建設工事の掘削土砂の削減と現場内利用を図る。 他の公共事業間で相互利用を図る。	他課と工事間流用を行った。	A	都市計画課
B2	3	建設発生土の抑制	発注工事で発生する残土について、部課内等で工事間流用を図り、建設発生土の削減・再利用に努める。	手力石山地区急傾斜地崩壊対策工事から発生した残土（約200m ³ ）を蘇北396号線、各378号線道路改良工事などへ流用した。	A	道路課
B2	4	水道管路の更新における廃棄材料の削減	水道管路の更新にあたり、仮設配管材料（年間約15,000m使用）を4回使用することで、廃棄材料を削減する。	水道管路の更新にあたり、仮設配管延長約19,733mについて、仮設材料を4回使用とし、廃棄材料を削減した。	A	水道施設課

基本方針B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B3	1	リサイクル施設見学の支援	小学生の見学などを通じて、リサイクル施設をPRする。	小学生の見学などを通じて、リサイクル施設をPRする。	A	北清掃センター

基本方針B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B3	3	公文書のリサイクル	保存期間が満了等した全ての保存文書から、事前に再利用できるバインダー、クリップ、ファイリングボックスなどを抜き出し、残りの紙類は、全て一斉廃棄により溶解処理する。	年2回の文書廃棄の際、バインダー等再利用可能なものは取り外すよう周知し、物品を再利用することができた。 【溶解処理量】 4月：約37.2トン 12月：約17.0トン 計54.2トン	A	総務課
B3	4	古紙回収拠点の積極的活用と情報提供	市内の古紙回収拠点の情報を広く市民に提供することにより、積極的な活用を図る。	3月15日号広報紙と一緒に、全世帯に「古紙回収ステーション一覧」を配布した。また、市ウェブサイトにおいて啓発を行った。	A	環境政策課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	公共施設等から発生する緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化する。	緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化した。 緑ごみリサイクル量：4028.94t （内訳） 拠点回収：327.50t 自治会主催の拠点回収：11.50t 北清掃センター持込：482.18t 市の施設：531.61t 市民清掃：156.67t 事業系：2519.48t	A	学校施設課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	家庭から排出される緑ごみは市内17ヶ所に設置した回収拠点で回収した後再資源化施設へ搬入し、市民清掃に伴って排出される緑ごみについては直接再資源化施設へ搬入する。それぞれバイオマス燃料として再資源化する。		A	環境政策課
B3	6	学校給食ごみ（食用油）のリサイクル	学校給食の使用済み食用油をリサイクル専門業者に委託し、リサイクルを実施する。	食用油リサイクル専門業者と契約をし、定期的に回収をされました。	A	教育委員会総務課
B3	7	資源集団回収の奨励	小中学校のPTAや子ども会などの資源集団回収団体に対し、奨励金を交付し、集団回収の促進に努める。	資源集団回収団体に対して回収量に応じ、奨励金を交付した。 回収量：849.70 t	A	環境政策課
B3	8	焼却熱を利用した発電	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。	A	北清掃センター
B3	9	焼却灰のリサイクル	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進する。	環境負荷軽減に資するため、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進した。	A	北清掃センター

基本方針B4 適切にごみを排出しよう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B4	1	ごみ出しガイドブックの改訂	排出されたごみの分別方法などを解説したごみ出しガイドブックをより分かりやすくするため、今回の改訂版作成に備えて準備する。	「分別一覧表（50音順）」の更新に活用できるように、市民等からごみの出し方で問い合わせのあったものを記録した。	A	環境政策課
B4	2	事業系ごみの適正処理の啓発	排出事業者による適正排出と資源化を推進するため、必要に応じて啓発を行う。	事業系ごみの適正処理に関する相談や、啓発が必要となる場面はなかった。	D	産業政策課

基本方針B4 適切にごみを排出しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B4	2	事業系ごみの適正処理の指導	事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）の処理について、不適正な処理を行っている事業者に対して適正な方法で処理するよう指導する。	A	環境政策課
B4	3	家庭系ごみの適正排出の指導	家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみを市の定める分別のルールどおりに排出出来ない市民に対して適正な指導を行う。	A	環境政策課
B4	4	不法投棄防止の対策	不法投棄防止の啓発看板を配付し不法投棄の防止に努めるとともに、各務原警察署と連携しパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。	A	環境政策課
B4	5	ごみの適正処理	市内から排出される廃棄物の適正な処理・リサイクルを行い、また、施設の適正な管理・運営に努め、快適な市民生活と環境の維持を図る。	A	北清掃センター

基本方針C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備	美しいまちなみの形成に向け、街路樹の整備に努め、緑のネットワーク化を進める。	A	道路課
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備	公園等における植栽及び樹木の適切な管理を実施するとともに、グリーンインフラの創出を図り、誰もが利用しやすい魅力のある公園緑地の整備を進める。	A	河川公園課
C1	1	各務山の整備	緑の基本計画の方針に基づき、保全緑地の確保による緑豊かな土地利用の誘導を図る。	A	都市活力創造課
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援	パークレンジャー登録団体の支援を継続する。	A	河川公園課
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援	環境美化活動の日（6月第3日曜日）に「環境美化一斉活動」を開催。当日または別日に市民団体、学校、事業所など14団体、914名が参加した。	B	環境政策課

基本方針C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C1	3	緑ごみの燃料としての有効活用 ※B3-5再掲	公共施設等から発生する緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化する。	A	学校施設課
C1	3	緑ごみの燃料としての有効活用 ※B3-5再掲	家庭から排出される緑ごみは市内17ヶ所に設置した回収拠点で回収した後再資源化施設へ搬入し、市民清掃に伴って排出される緑ごみについては直接再資源化施設へ搬入する。それぞれバイオマス燃料として再資源化する。		環境政策課
C1	4	緑化率の向上	開発指導要綱に基づき、接道緑化率5割、敷地内緑化率1割を超えるよう緑化率の向上を図る。	A	都市計画課
C1	5	道路、河川の一斉清掃	8月の道路ふれあい月間において清掃活動を、また10月第4日曜日を統一実施日として木曽川河川敷において、市民ボランティア参加による一斉清掃を実施する。	A	建設管理課
C1	6	活動材料の提供や人材育成支援	市内の各種団体に緑化推進委員会等の補助を利用した必要な資材等の提供や、情報提供をする。	A	農政課
C1	7	森林の整備	育成天然林整備を地元自治会等の協力を得て実施する。	A	農政課
C1	8	遊休農地の活用	遊休農地を活用するために、担い手の育成と利用集積を図る。	B	農政課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	1	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策地域推進計画を推進し、市民、事業者と協働で地球温暖化防止活動に取り組む。	A	環境政策課
C2	2	優良事業所の紹介	市内の事業所から排出される一般廃棄物の資源化、減量化及び環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所の取組内容を広く周知し、支援を行う。	A	環境政策課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	2	企業の省エネへの取り組みを促進	市内の事業所（主に工場など）への省エネルギーの具体的な方法・診断の活用呼びかけや、国・県や各種支援機関の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の周知、案内を行う。 さらには、国の省エネルギー化に資する補助金の採択事業者に対し、上乗せ補助金を交付する。	市内事業所に対し、必要に応じて国・県や各種支援機関による支援制度や補助制度等の案内を行うとともに、国の省エネ補助金の採択事業者に対し、上乗せ補助金を交付した。 また、中小機構と連携して、脱炭素化セミナーを実施した。	A	産業政策課
C2	2	エコライフの啓発	各種イベント等において、エコライフについての啓発活動を行う。	各種イベント等においてエコライフについての啓発活動を行った。	A	環境政策課
C2	2	水道水のムダ使い（漏水）解消	検針の際に宅内漏水が疑われる場合は、水道使用者に注意喚起と対応を促す。	検針時に漏水が疑われる場合は、市の指定事業者一覧表とともに使用者の方へお伝えしている。使用者の方に直接伝えられない場合は電話連絡を行っている。 漏水通知（直接伝えた）件数：1,827件 漏水減免申請件数：502件	A	水道総務課
C2	3	庁舎内電力消費量の削減	設備機器の更新時に省エネ機器を採用し電力使用量の削減を行う。	産業文化センター1、2、3階照明のLED化を実施し消費電力を削減した。	A	管財課
C2	3	クールビズ、ウォームビズの推進および軽装勤務の通年実施	庁内掲示板を通じて職員へ周知する。 「クールビズ」「ウォームビズ」への取り組みの推進のほか、軽装勤務の通年実施（令和5年11月開始）について庁内に掲示し、来庁者にも理解を求める。	職員への周知や来庁者への理解に努めた。	B	人事課
C2	3	本庁舎の温度管理の適正化	空調によるエネルギー負荷を減少させるため、本庁舎の設定温度を適正に保つ。	空調の温度管理を徹底した。また不要な空調設備の運転が無いよう、運転状況の確認を徹底した。	A	管財課
C2	3	保育所・子ども館での網戸活用	市内の保育所および子ども館において網戸を活用し、健康に配慮しつつ、空気の入れ替えを行う。施設の改修時には、網戸の設置に努める。	各施設の網戸を活用し、健康に配慮しつつ、空気の入れ替えを行うことができた。	A	子育て応援課
C2	3	事務所内の照明のLED化	各課署所の照明を通常の蛍光灯からLEDのものに換え、消費電力の削減に努める。事務所のLED化は完了したため、来年度は車庫等のLED化を進める。	全庁的にLED化を検討中のため、実施を一時中断した。	D	消防本部総務課
C2	3	体育施設夜間照明タイマーの管理	小中学校などの体育施設の夜間照明灯などをタイマー管理し、不要時の省エネ化を図る。	管理人が常駐しない市内中学校8校全ての屋外運動場の夜間照明灯について、照明の消し忘れ防止のため、利用時間外はタイマーにより自動消灯する機能を備えており、省エネ化を図っている。	A	スポーツ課
C2	3	体育施設の照明のLED化	体育施設照明のLED化を進め、消費電力の削減を図る。	令和5年度末時点、市内全ての地区体育館および弓道場の照明がLEDとなっている。	A	スポーツ課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	4	エコカー購入の啓発	各種イベント等において、高燃費効率や低公害車など環境性能の高い自動車（エコカー）についての啓発を行う。	A	環境政策課
C2	4	環境に配慮した公用車の導入	公用車の更新時には、必要に応じて小型貨物から軽自動車への変更を検討し、併せて電動車や排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両に買い替える。	A	管財課
C2	4	クリーンエネルギーの活用促進	各種イベント等において、クリーンエネルギーの活用についての啓発を行う。	A	環境政策課
C2	4	クリーンエネルギーの活用促進	太陽光発電設備設置校（12校）について、発電状況を児童・生徒等がモニターで確認でき啓発に努めている。	A	学校施設課
C2	4	浄配水施設の更新における効率の高い機器、制御方法等の選定	ポンプ、制御盤等の浄配水施設の更新にあたり、効率の高い機器、制御方法等を選定し、エネルギー効率の向上を図る。	A	水道施設課
C2	4	公共工事での省エネ材料の活用	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱」に基づき、グリーン購入対象の建設資材や再生資材など省エネタイプ製品の積極的な活用を促進することにより、公共工事における環境負荷の低減を図る。	A	企画政策課
C2	4	徒歩・自転車通勤の奨励およびノーカーデーの実施	新型コロナウイルスの拡大状況も踏まえ、ノーカーデーの周知について適宜実施する。	B	人事課
C2	4	歩行者・自転車にやさしい道路整備	「安心して歩くことができる」「楽しく歩くことができる」という“まちなみづくり”のため歩道の整備を進める。また、歩道に加え、自転車道または自転車通行帯の整備を進める。	A	道路課
C2	4	交通渋滞緩和のための道路整備	道路の交差点部における右折車線の設置及び幅員の狭隘部を拡幅することにより、交通渋滞の緩和に努める。	A	道路課
C2	4	サイクリングロードの整備	国、県及び関係市町と連携し「木曽川上流域自転車整備推進会議」において、自転車道の整備・運営・管理の充実を図る。	B	都市計画課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	4	公共交通の利用促進	各務原市地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道、路線バス、ふれあいバス等、本市に係る全ての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを運営する。	ふれあいバス那加線・鵜沼線の増便とパターンダイヤ化、チョイソコ鵜沼南エリア②の追加など利便性の向上を図り、デジタルチケットなどの利用促進事業を実施した。	A 商工振興課
C2	4	エコドライブの推進	庁内掲示板等により職員へ周知する。	職員等を対象とした交通安全講習会で周知したほか、中央管理室での鍵の貸出の際、安全運転とエコドライブについて呼びかけた。	A 管財課
C2	4	自然エネルギーの積極的活用	新特別支援学校の整備にあたり、太陽光発電設備を設置するなど自然エネルギーを活用する。 新総合体育館・総合運動公園の整備にあたり、自然エネルギーの利用について、積極的に取り入れるよう検討する。	新特別支援学校について、自然エネルギーを活用するため、自然採光を取り入れ、太陽光発電設備を備えた学校を計画通り建設している。 新総合体育館について、自然エネルギーの活用を想定する等、ZEB基準に適合した施設として検討を進めている。	A 教育施設整備推進室
C2	5	エコドライブの推進	各種イベント等において、参加者にエコドライブを呼びかける。	各種イベント等においてエコドライブを呼びかけた。	A 環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C3	1	大気環境の保全	岐阜県が市内に設置してる大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握する。また、岐阜県より大気汚染注意報、緊急警報及び微小粒子物質（PM2.5）の注意喚起が発せられた場合には、市の関係機関と連携して、防災無線や市ウェブサイト等で速やかに周知する。	市内に設置してある大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握した。また、岐阜県より大気汚染注意報が発令された際には、関係機関と連携しウェブサイトやすぐメール等で速やかに周知した。	A 環境政策課
C3	2	水環境の保全	市内の河川や池等において水質を測定し、水質の把握に努める。また、ゴルフ場周辺の池において農業汚染の有無を監視する。 水質（地下水含む）の測定結果の概要は広報紙に掲載し、市民に周知する。	規定測点にて水質測定を行い正常値内であることを確認した。また、市内にあるゴルフ場周辺池（3箇所）において農業汚染が無いことを確認した。水質測定結果の概要については、広報10月1日号に掲載して市民に周知をはかった。	A 環境政策課
C3	3	水環境の保全	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進めていく。 また、面整備施工の当該年度での説明会に加え、概ね整備着手の2～3年前に事業概要説明会を開催するなどの普及活動を行い、早期接続していただけるよう努めていく。	国庫補助を活用し、積極的な下水道整備を実施した。 工事説明会（整備当年度に実施）については、感染状況を踏まえ、対象の方へ書面にて説明資料を送付した。概要説明会については、R5年度の国庫補助金の交付決定率が低かったため、概要説明会は先送りとなった。	B 下水道課
C3	3	水環境の保全	対象となる区域において、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。また、環境への負荷が大きい単独浄化槽からの切替を促進するために、その撤去費用や宅内配管工事費用の補助を実施する。	浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付した。 ・浄化槽設置整備補助金交付件数：47基 ・単独浄化槽撤去補助金交付件数：4基 ・汲み取り槽撤去補助金交付件数：0基 ・宅内配管工事補助金交付件数：3基	A 環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C3	4	適切なし尿処理	クリーンセンターに搬入された生し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理するため、設備の維持補修を実施し、環境基準に適合した排水を行う。	計画的な維持補修を行い、し尿・浄化槽汚泥の適切な処理に努めた。 BOD=16mg/ℓ SS=14mg/ℓ ノルマルヘキサン抽出物質=0.5mg/ℓ 未満 全窒素=81mg/ℓ 全リン=2.2mg/ℓ ヨウ素消費量=5mg/ℓ 未満(R6.3.15採水)	A	クリーンセンター
C3	5	薬剤の適正利用	公共施設の病虫害等防除においては、総合的有害生物管理のもと薬剤の適正利用を図る。	道路側溝内の衛生害虫や不快害虫の発生を抑制するため、錠剤散布による消毒を実施することで良好な環境衛生の保持に努めた。 ・川島地区で6月1日～6月10日実施 ・各務原地区で自治会長等からの要望に応じ個別に錠剤散布（5回）	A	環境政策課
C3	6	犬の登録と狂犬病の予防	狂犬病予防法により義務付けられている犬の登録を実施し、犬の所有者に鑑札を交付する。また、狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所・獣医師会と連携し、集合注射を実施する。	4月に市内44箇所を巡回し、犬の登録と狂犬病予防注射を実施した。12月に未実施の犬の所有者に注射の督促を行った。 ・登録数 7,341頭 ・予防注射数 6,452頭	A	環境政策課
C3	7	ペットの飼育指導	犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行う。	市民からの通報や相談により、犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行った(14回)。また、市広報紙を通じて適正な飼育の周知を行った(5/15号、11/15号)。	A	環境政策課
C3	8	特定外来生物の防除	特定外来生物であるアルゼンチンアリによる被害を防止するため、市民や関係機関と連携し、防除を行う。鵜沼東部地区については、地元自治会と協働して防除活動を実施し、アリの個体数の減少と生息区域の拡大防止を図る。鵜沼大安寺地区では根絶を図るための防除を実施する。	自治会や関係機関と協働で6月と9月に一斉防除を実施したほか、5、7、8、10、11月に生息範囲の外縁部での防除を実施。大安寺地区では職員による防除を実施。	A	環境政策課
C3	8	特定外来生物の防除	檻の貸し出しや業者に業務委託して、特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の駆除を実施する。	檻の貸し出しを行い、駆除を実施した。 アライグマ 21件 ヌートリア 6件	A	農政課
C3	9	航空機騒音の常時監視	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定し、常時監視を行う。	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定、常時監視を行った。	A	環境政策課
C3	10	主要道路の騒音測定	交通センサスで指定されている13路線を対象とし、年間2～3路線の騒音測定を行い、5年間で全ての路線の測定を行う。	計画に基づき、11月に2路線2センサスで道路騒音測定を実施した。	A	環境政策課
C3	11	特定工場等に対する指導	特定工場等（特定施設）や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行う。	特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行った。	A	環境政策課
C3	12	騒音・振動・悪臭対策の推進	市民からの騒音・振動・悪臭に関する申し立てがあった場合、現地を確認し、必要に応じて測定を行い、その結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整や法令に基づく指導等を行う。	市民からの申し立てを受け、騒音、振動、悪臭の測定を行った。また、測定結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整を行った。	A	環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C3	13	地下水の保全	地下水の水位を年2回、地下水懇談会会員等の協力も得て測定し、水位の増減を示す水文調査に活かす。水質についても年2回測定し、硝酸性窒素汚染区域を把握するとともに水質の保全に活用する。 また、「砂利採取事業等指導要綱」に基づき、砂利採取事業の規制区域を設け、地下水の保全対策を行う。	地下水の水位を年2回以上測定し、水文調査に活用した。水質についても年2回以上測定し、硝酸性窒素汚染区域を把握するとともに水質の保全に活用した。また、「砂利採取事業等指導要綱」に基づき、砂利採取事業の規制区域を設け、地下水の保全対策を行った。	A	環境政策課
C3	14	農薬使用の抑制	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図る。	市広報紙5/1号に啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図った。	A	農政課
C3	15	有害科学物質による環境汚染の状況監視	市内のゴルフ場周辺池（3箇所）で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定する。	市内のゴルフ場周辺池（3箇所）で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定した。	A	環境政策課
C3	16	ぎふクリーン農業の推進	市園芸振興会各部会講習会等において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図る。	市園芸振興会各部会において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図った。	A	農政課
C3	17	農産物への農薬使用低減の推進	岐阜県農林事務所等と連携し、農産物への農薬使用低減に関する情報を提供する。	岐阜県農林事務所と連携し、農家に赴いて、農薬使用低減についての情報提供と助言指導を行った。	A	農政課
C3	18	農薬安全使用の啓発	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、農薬安全使用の普及および促進を図る。	市広報紙5/1号に啓発記事を掲載し、農薬安全使用の普及および促進を図った。	A	農政課
C3	19	堆肥の活用の支援	堆肥を作った人から提供できる旨の情報が入れば、農家へその情報を提供する。	堆肥を提供できる旨の情報がなかった。	C	農政課

第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス（CO₂等）削減に向けた具体的な行動を示す計画です。

本市においては第四次計画が2024年3月に策定され、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減する中期目標と、2050年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で実質ゼロとする長期目標を設定しました。

目標達成のために本市の計画では5つの施策体系（環境意識、家庭の取り組み、事業所の取り組み、廃棄物対策、自動車対策、吸収源対策）の展開をしていくことなどが定められています。

第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づき、各自治体が京都議定書達成計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。計画のなかでは、計画期間、地方公共団体の目標、実施しようとする措置の内容、その他実行計画の実施に関し必要な事項を定めるものとされています（第21条第2項）。

本市では2023年度に「各務原市地球温暖化対策実行計画」を改訂し、市が率先して行動することにより削減が可能なものと、廃棄物の処理過程により排出されるもののよう、市独自では削減困難なものを区分して、2030年度までに2013年比でそれぞれ46%、30%削減することを目標としています。

表1-3-1 各務原市地球温暖化対策実行計画（計画期間2018～2030年度）における実績

項目〔単位〕	2013年度 （基準）	2022年度 （実績）	（t-CO ₂ ）	
			増加率	2030年度 削減目標
			2013年度比（%）	
合計	5,2804	46,542	△ 11.9	△ 21.0
業務その他部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量〔t-CO ₂ 〕	19,764	14,881	△ 24.7	△ 40.0
運輸部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量〔t-CO ₂ 〕	239	254	6.4	△ 28.0
廃棄物の焼却から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量〔t-CO ₂ 〕	23,645	25,256	6.8	△ 14.0
廃棄物の焼却量〔t〕	8,536	9,118	6.8	—
廃棄物処理部門から排出される エネルギー起源 CO ₂ 排出量〔t-CO ₂ 〕	8,794	5,768	△ 34.4	—
CH ₄ （メタン）排出量〔t-CO ₂ 〕	81	121	49.8	△ 12.3
N ₂ O（一酸化二窒素）排出量〔t-CO ₂ 〕	279	258	△ 7.5	△ 6.1
HFC（ハイドロフルオロカーボン） 排出量〔t-CO ₂ 〕	2.45	3.15	28.4	—

第4節 各務原市環境市民会議

地球環境問題を各務原地域の身近な問題として捉え、地球環境保全及び持続可能な社会に向けた取組に関する施策に、市民の自立的・行動的な意見を反映するため、「各務原市環境市民会議」を設置しています。

市民会議は、学識経験者・事業者・市民等を委員として組織し、令和5年度は計4回の会議を開催しました。

会議では以下の事項について報告するとともに協議を行いました。

【令和5年8月30日（水） 第1回会議】

<報告・協議事項>

- ・各務原市地球温暖化対策地域推進計画改定について
- ・令和4年度の環境基本計画主要事業の実施状況について
- ・令和5年度の主な環境施策について

<主な意見>

- ・食品ロス削減啓発について、食品を購入した後の行動も大切だが、まずは購入前に冷蔵庫の中を確認することが大切である。
- ・第4次地球温暖化対策地域推進計画について、市は二次産業が強いため、ほかの市に比べ二酸化炭素排出量が多いと考えられる。そのため、削減量も多く見込めるため、国の目標値にいくらか上乘せした値を目標値とするべきではないか。

【令和5年10月30日（月） 第2回会議】

<協議事項>

- ・各務原市地球温暖化対策地域推進計画改定について

<主な意見>

- ・市によるビンの回収は現在月に1回であるが、これをもう少し増やせないか。
- ・公園の遊歩道の一部で照明が切れており、とても暗い区間があり、危険を感じる。メンテナンスをしてほしい。
- ・市民にとって身近で簡単な取組は、広報等で周知すると良い。一人ひとりができることを、普段の暮らしから取り組んで、意識が変わっていくようにしたい。

【令和5年12月18日（月） 第3回会議】

<協議事項>

- ・各務原市地球温暖化対策地域推進計画改定について

<主な意見>

- ・ごみを減らすことがどう二酸化炭素の排出量に影響を及ぼすか、はっきりわかりやすく示すと良い。
- ・レジ袋からエコバックへ変える、生ごみの水分を減らすといった、できることからコツコツと積み上げていくことが大切だと考える。

【令和 6 年 2 月 26 日（月） 第 4 回会議】

＜協議事項＞

- ・各務原市地球温暖化対策地域推進計画改定について

＜主な意見＞

- ・広報も電子化を進めて紙を減らしたり、市で行っている商品券事業では、購入対象を省エネ商品にしたり、使用できる店舗も LED 化していたり、グリーン電力を使用していたり、グリーンな店舗に限定するなどして市の特性を生かすと良い。
- ・市民に分かりやすく伝えるイベントがあると良い。

各務原市環境市民会議名簿（令和 5 年度）（敬称略）

（学識経験者）

北川 リツ 環境カウンセラー
水野 友有 中部学院大学准教授

（団体代表者）

田中 露美 各務原市生活学校
野中 好子 各務原市こども会育成協議会

（事業所代表）

竹中 雄司 岐阜車体工業株式会社
荻谷 まゆみ イオンリテール株式会社

（市民代表）

石脇 育子
黒井 美嘉
熊崎 敏雄

第 5 節 環境保全協定（公害防止協定）

公害防止協定については、岐阜県公害防止条例（第 67 条の 2）のなかで「事業者は、県又は市町村から、公害防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならない」と定められていることから、市では、この条例の規定に基づき、下記の事業者と公害防止協定を締結しています。

表 1－6－1 公害防止協定等締結事業所

締結年月日	事業者名	締結年月日	事業者名
昭和 52 年 8 月 2 日	岐阜木材流通団地（協）	昭和 58 年 3 月 7 日	フジミインコーポレーテッド
昭和 58 年 3 月 7 日	カルビー（株）	平成 6 年 8 月 26 日	S A N E I（株）
平成 11 年 9 月 1 日	（株）MTK		

【環境創出協定】

地域の環境保全を目的とし、騒音・振動等に関し協定基準などを定める従来の公害防止協定的要素に加え、地球環境保全の見地から、廃棄物の削減目標や温室効果ガスの発生抑制対策などについても定める協定です。この協定は、事業者と県、市（地元自治体）の三者で締結され、一層環境負荷の低減を目指すとともに豊かで快適な環境の創出を目的としています。

表 1－6－2 環境創出協定締結事業所

締結年月日	事業者名
平成 16 年 8 月 23 日	岐阜プラスチック工業(株)

※ 協定期間令和 7 年 8 月迄（3 年更新）

第 6 節 環境啓発・環境学習

1. こども環境チャレンジ宣言

こどもたちが環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組むきっかけをつくるために、市内全小学生を対象に「こども環境チャレンジ宣言」として、環境保全のために取り組むスローガンや環境にまつわる川柳、そして、家庭での「環境活動」の取り組みについて募集したところ、令和 5 度は 650 枚の応募がありました。

審査の結果、優秀賞 3 作品・奨励賞 15 作品を選びました。優秀賞の作品、作者は下記のとおりです。

□こども環境チャレンジ宣言・優秀賞

- ・「暑い日に 風鈴かざり 節電を」
永井 太陽さん（稲羽東小 6 年）
- ・「びりよくでも みんなでやれば かいけつさ」
小林 歩暉さん（中央小 4 年）
- ・「食べる前 食べる分を よそってね」
中村 彩芭（稲羽西小 3 年）

2. こども環境教室

次世代を担うこどもたちが環境問題に関心をもつきっかけとするとともに、夏休みなどを利用して環境に関する研究の取り組み方法を学んでもらうために開催しています。

令和 5 年度は、水辺の環境（7 月 17 日開催。参加者 16 名）、水生生物（7 月 17 日開催。参加者 33 名）、地球環境（7 月 27 日開催。参加者 14 名）をテーマに各教室を開催しました。



3. 出前講座

「環境教育等促進法」（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）第9条では、国や自治体は「国民がその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」と定めています。

これを受け、市では、こども環境教室を夏季に開催しているほか、生涯学習まちづくり出前講座「親子で取り組もう生活排水対策」や「地球温暖化ってなに？」などのメニューを用意しています。

4. 環境まなびサイトの充実

子どもたちに地域素材を扱った資料を提供することで、興味や関心を一層喚起し、体験学習につなげることや市民へ環境に関する情報を発信することを目的に、環境まなびサイトを運営、データ更新をしました。

環境まなびサイトのページ（市の公式サイトからもご覧いただけます）

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/1001508/index.html>

5. 環境月間の取組み

環境月間である6月には親子環境教室を3年ぶりに開催し、親子で環境について学べる講座や講演会を実施しました。

6. こども環境賞

次世代の環境人づくりを目的とし、教育委員会が実施する「各務原市小中学校科学作品展」出展作品のうち、環境をテーマとした優れた取組みを行った作品を選定し、表彰しました。作品展の対象となった作品数は、小学校426点（426人）、中学校13点（17人）で、その中で小学校39点、中学校16点が入賞作品となりました。このうち「こども環境賞」の受賞作品は、小学校5点（5人）でした。

第2章 環境の現状と対策

第1節 大気環境

大気汚染 5 物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）の常時測定を蘇原中央町の観測所で行っています。

- ・二酸化硫黄（SO₂）の測定結果（令和 5 年度）

二酸化硫黄は燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって発生する無色の気体です。刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、日平均値が 40 ppb（ppb＝10 億分の 1）を越えた日が 2 日以上連続せず、かつ日数が 0 日で年間の 2 %以下であり、環境基準を達成することができました。

- ・二酸化窒素（NO₂）の測定結果（令和 5 年度）

二酸化窒素は燃料などに含まれる窒素分の燃焼で発生する赤褐色の気体で、二酸化硫黄と同様に刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、通年の日平均値の 98 %値が 10ppb であり、40～60 ppb のゾーン内またはそれ以下であるため、環境基準を達成することができました。

- ・光化学オキシダント（O_x）の測定結果（令和 5 年度）

紫外線の光化学作用により、大気中の炭化水素や窒素化合物から生成される、強酸化性物質。目やのどの痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。

環境基準は測定値（1 時間値）が「60 ppb 以下」ですが、残念ながらこの値を超える測定値が観測されたため、環境基準を達成することができませんでした。

- ・浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（令和 5 年度）

大気中に浮遊しているばい塵や粉塵など粒子状の物質を浮遊粉塵といいます。このうち大きさが 10 μm(1 μm は 1 mm の千分の 1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

測定値の年平均は 11 μg/m³で、環境基準の 100 μg/m³を大きく下回っています。

- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果（令和 5 年度）

大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子のことで、前述の浮遊粒子状物質より小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

年平均値は 6.0 μg/m³で環境基準の 15 μg/m³をクリアしました。また、日平均値の環境基準 35 μg/m³を超えた日は観測されなかったため、環境基準を達成することができました。

大気の観測の結果、大気汚染 5 物質のうち光化学オキシダントについて環境基準を達成できていませんでした。私たちそれぞれが心がけ、原因物質である排ガス低減に努めることが求められています。

第2節 水環境

1. 河川

市内主要河川で工場、生活排水による水質汚濁と、魚類など生物への影響の状況を監視・測定しています。

令和5年度は、水の有機的な汚れ具合を示す指標である生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)について、全ての観測地で環境基準を達成することができました。

・BOD

水中の汚れ（有機物）を分解する細菌が必要とする酸素の量。数値が高いほど水が汚れています。

※「BOD 75 %値」（全データのうち 75 %以上のデータが基準値を満たすかどうかで評価）で判定

表2-2-1 BOD 測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	令和4年度	令和5年度
木曽川上流 (川島大橋)	2.0 以下	0.6	0.8
新境川上流 (東泉橋)	3.0 以下	1.4	1.6
新境川下流 (応連寺橋)	5.0 以下	1.6	1.3
新境川下流 (木曽川合流前)	5.0 以下	1.4	1.2
境川上流 (岩地橋)	5.0 以下	0.8	1.0

※値は各地点の75%値

表2-2-2 浮遊物質測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	令和4年度	令和5年度
木曽川上流 (川島大橋)	25 以下	1.9	1.2
新境川上流 (東泉橋)	25 以下	3.9	3.3
新境川下流 (応連寺橋)	50 以下	2.5	1.9
新境川下流 (木曽川合流前)	50 以下	2.5	2.5
境川上流 (岩地橋)	50 以下	3.0	4.0

※値は各地点の平均値

河川の水質汚濁は、家庭から未処理で流される生活雑排水が主な原因です。河川の自浄能力を超えて汚濁物質が流入すると、水中の酸素が不足し、魚など生物が住めない河川となってしまいます。調理くずなどの流出防止や油の適正な処理、洗剤の適量使用などを心がける必要があります。

2. 地下水

地下水についても、市内全般で水質の監視・測定を行なっています。

測定の結果、地下水の環境基準のうち、有機溶剤であるトリクロロエチレン（環境基準は1 L あたり 0.01 mg 以下）、テトラクロロエチレン（環境基準は1 L あたり 0.01 mg 以下）、四塩化炭素（環境基準は1 L あたり 0.002 mg 以下）については各1地点で環境基準を達成することができませんでした。

現在のところ、いずれの地点でも汚染の大きな広がりはありませんが、今後も引き続き地下水の監視・測定を行っていきます。

また、各務原市三井水源地の取水井から暫定目標値（50ng/L）を超える PFOS 及び PFOA が検出されたことを受けて、国が定めた「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に基づき、県と市が連携して、地下水調査及び河川等調査を行いました。

測定の結果、地下水調査では 196 地点のうち 28 地点、河川等調査では 16 地点のうち 1 地点で暫定目標値（50ng/L）を超える PFOS 及び PFOA が検出されました。

今後は県と市が共同で設置した専門家会議の議論を踏まえて、必要な対応を検討していきます。



図 2 - 2 - 1 各務原市の地下水質図

3. その他池沼等

ゴルフ場周辺の3池（持田池、北山池、寒洞池）で、チウラム（環境基準は1 L あたり 0.006 mg）、シマジン（環境基準は1 L あたり 0.003 mg）などの農薬が人の健康の保護に関する環境基準を超過していないことを確認しました。（結果は3池とも不検出）

第3節 騒音・振動

騒音に係る環境基準（以下「一般環境騒音」という。）及び航空機騒音に係る環境基準（以下「航空機騒音」という。）の地域類型指定に伴い、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。



図 2 - 3 - 1 一般環境騒音測定地点図

表 2-3-1 令和 5 年度一般環境騒音測定結果

A. 道路に面しない地域

単位：dB

測定地点 (地域類型) 時間帯/音圧レベル		神明神社 (那加西市場 町 5 丁目) (A)	神明神社 (蘇原島崎 町 4 丁目) (B)	八幡神社 (蘇原興亜町 4 丁目) (C)	天神神社 (上中屋町 3 丁目) (C)
測定日		5 月 18 日	5 月 18 日	5 月 18 日	5 月 18 日
昼 間 1	EQ	41.5	40.6	44.2	46.9
	(50%)	(38.6)	(37.0)	(38.6)	(44.1)
昼 間 2	EQ	40.4	43.9	45.8	48.7
	(50%)	(39.1)	(41.6)	(41.4)	(47.9)
環境基準値		適・否	55 ○	55 ○	60 ○

※地域類型 A：専ら住居の用に供される地域

地域類型 B：主として住居の用に供される地域

地域類型 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

B. 道路に面する地域

B-1. 自動車騒音測定結果（適否）

路線名	年度	測定地点	等価騒音レベル(dB)			
			時間 区分	調査 結果	環境 基準	適合 状況
一般国道 21 号	5	鵜沼東町	昼間	60	70	○
			夜間	56	65	○
江南関線	5	鵜沼三ツ池町	昼間	73	70	×
			夜間	70	65	×
江南関線	5	蘇原和合町	昼間	70	70	○
			夜間	66	65	×
春日井各務原線	5	鵜沼南町	昼間	66	70	○
			夜間	64	65	○
川島三輪線	5	蘇原瑞穂町	昼間	66	70	○
			夜間	60	65	○

B-2. 環境基準達成状況の評価結果

路線名	評価区間 延長(km)	対象住居等 戸数	昼夜とも基 準値以下	昼のみ基 準値以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値超
一般国道 21 号	14.2	1,342	1,147	44	0	151
江南関線	8.6	315	294	13	0	8
春日井各務原線	1.2	142	142	0	0	0
川島三輪線	7.5	540	538	0	0	2
合計	31.5	2,339	2,121	57	0	161

※平成 24 年度より測定方法が面的評価に変更になった。

表 2－3－2 令和 5 年度航空機騒音測定結果

A. 航空機騒音調査地点

測定地点 (地域類型)	測定期間		Lden (dB)	1 週間の機数					環境 基準 (dB)	適・否
				N1	N2	N3	N4	合計		
那加中央保育所 (I)	春季	5/25 ~ 5/31	56.7	0	100	7	0	107	57	○
	秋季	10/25 ~ 10/31	60.9	0	126	0	0	126		×
水道事業庁舎 (II)	春季	5/9 ~ 5/15	63.5	0	212	10	0	222	62	×
	秋季	10/9 ~ 10/15	64.1	5	204	2	0	211		×
陵南福祉センター (II)	春季	5/17 ~ 5/23	56.6	1	275	6	0	282	62	○
	秋季	10/17 ~ 10/23	59.5	0	238	0	0	238		○

※N1 は 0 時から 7 時まで、N2 は 7 時から 19 時まで、N3 は 19 時から 22 時まで、N4 は 22 時から 24 時までの航空機の機数である。

B. 航空機騒音測定結果（於：市役所屋上。地域類型II）

年度	Lden(dB)	年間の合計機数					日平均機数					環境 基準 (dB)
令和 5 年度 測定日数	平均 最小～最大	N1	N2	N3	N4	合計	N1	N2	N3	N4	合計	62
(年間集計) 366 日	65.5 31.3～75.5	1	7,313	85	0	7,399	0	20	0.2	0	20.2	×

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、各飛行機の騒音の、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを計測したもので、飛行騒音のみでなく、地上騒音（航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など）も評価の対象としています。現在、国際的に主流な評価方法となっており、平成 25 年度より今までの WECPNL より変更されました。

第4節 化学物質対策

環境大気中のダイオキシンの測定を那加地区、川島地区の2箇所で行いました。測定結果は下表のとおりでいずれの地点でも、環境基準を満たしています。

表2-4-1 環境大気中のダイオキシン測定結果

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	測定期間	毒性等量	基準値
各務原市産業文化センター	11/13 ～ 11/14	0.0026	0.6 以下
川島市民サービスセンター	11/13 ～ 11/14	0.0032	0.6 以下

※基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

第5節 浄化槽の整備

1. 浄化槽設置整備事業補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に関する費用の一部を補助するものです。

専用住宅及び併用住宅で、設置後の維持管理の責任が明らかになっている50人槽以下の浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しました（建売住宅は除く）。

平成13年度に補助制度ができてから令和3年度までに、累計2,942基の浄化槽がこの補助金制度で設置されました。平成27年度からは、環境への負荷が大きい単独浄化槽撤去費用の一部補助を行うことで、また令和4年度からは、くみ取り槽撤去費用及びくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費用の一部補助を新たに設け、単独浄化槽及びくみ取り槽から合併浄化槽への切替えを促進しました。

・令和5年度浄化槽設置基数78基

内補助実績 47基※補助実績以外の浄化槽は、住宅以外、補助区域外等のもの

内訳	5人槽	35基
	6～7人槽	9基
	8～50人槽	3基
内	単独浄化槽撤去費用補助	4基
内	くみ取り槽撤去費用補助	0基
内	宅内配管工事費補助	3基

第6節 環境美化

1. 美しいまちづくり条例に基づく活動、取組み

本市では、空き缶や吸殻などのポイ捨てごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的として「美しいまちづくり条例」を、平成11年3月に制定（施行は7月）しています。条例では、

ポイ捨てを禁止しているほか、犬のフンの回収義務（放置禁止）や管理する土地における雑草の繁茂の防止と清掃に努めることも定められています。

また、条例（第 10 条）に基づき、ポイ捨てごみの散乱等を防止するため環境美化監視員を置くことについても定められていることから、市では、市街地、主要幹線道路・観光地の沿線自治会などを中心に監視員を 67 名（令和 5 年度）委嘱し、地域における環境体制の整備にも努めています。

表 2-6-1 令和 5 年度環境美化活動報告等件数

地域の巡回	189	雑草・樹木等	34
清掃活動	169	ペット（フン等）	13
不法投棄	2	その他	1
合計	408	※重複あり	



2. 清掃美化

ボランティアによる地域の清掃活動の支援や、犬・猫などの小動物の死体の回収業務など地域の環境衛生の向上や美化に努めました。

表 2-6-2 (参考) 令和 5 年度環境美化活動の日参加団体

	団体名	参加人数		団体名	参加人数
1	朝日ふれあいの会	28	8	岐阜各務野高校	10
2	おがせ周辺クリーンクラブ	19	9	中部電力パワーグリッド(株)各務原営業所	5
3	つつじが丘上池クラブ	25	10	夢屋クラブ	15
4	旗本徳山陣屋公園フレンドシップ	10	11	岐阜信用金庫各務原支店	700
5	野口パークレンジャー	19	12	各務原清掃株式会社	49
6	三ツ屋里山を緑にする会	15	13	岐阜プラスチック工業(株)	60
7	緑苑中環境ボランティア	15		合計	961

表 2-6-3 令和 5 年度 犬・猫等回収実績

犬・猫などの小動物の死体の回収件数	675 件
-------------------	-------

第 7 節 環境衛生

1. 犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の登録と年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をおして狂犬病予防注射の接種率向上に努めました。

- ・集合注射 … 毎年 4 月に市内 4 4 箇所を巡回
- ・新規犬登録 … 602 頭 狂犬病予防注射 … 6,452 頭

2. 道路側溝防疫剤散布

道路側溝内の衛生害虫や不快害虫（主にユスリカ）の発生を抑制するため、自主的活動によってそれらを駆除できない場所や地形的に十分な排水勾配をとることができない場所を対象に、錠剤散布消毒を実施することにより良好な生活環境の保全に努めました。



・防疫剤散布実績 … 延長：L=200 km

3. 特定外来生物「アルゼンチンアリ」防除

アルゼンチンアリは南米原産の放浪アリで、不快害虫、農業害虫であると同時に地域の生態系にダメージを与えるため、国から特定外来生物に指定されています。各務原市では、平成 19 年 3 月にアルゼンチンアリの生息が確認され、それ以来、地元自治会と協働して防除活動を実施してきました。



平成 21 年度から平成 23 年度は、環境省が本市で「アルゼンチンアリ防除モデル事業」を実施し、その実績として、アルゼンチンアリー斉防除マニュアルが作成されました。

平成 24 年度から平成 26 年度は、アルゼンチンアリ生息域の自治会と各務原市で設立した「各務原市アルゼンチンアリ対策協議会」により、一斉防除マニュアルにもとづき春と秋の 2 回、ベイト剤（えさの形をした薬剤）による一斉防除と、冬季防除を行いました。

平成 27 年度からは岐阜県の清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金を活用して防除活動を継続してきており、アルゼンチンアリの個体数は平成 24 年度当初から減少傾向にあり、防除前初期値の個体数の増加を抑え込んでいます。

4. 「瞑想の森 市営斎場」の管理運営

人生の終焉の場として、荘厳かつ厳粛で、葬送にふさわしい施設環境の保持に努めました。また、火葬業務を円滑に行うため、火葬炉定期修繕工事を実施しました。

表 2－7－1 市営斎場等使用件数

12 歳以上	1,724 件	身体の一部	2 件
12 歳未満	2 件	霊安室	36 件
死産児	12 件	犬猫	1,121 件
胞衣及び産汚物	0 件	待合室	1,057 件

5. 「公園墓地 瞑想の森」の管理運営

平成 28 年度に市民アンケートによる墓地需要予測を行った結果、承継の心配のいない合葬墓のニーズが多くあったため、市営墓地内に合葬式墓地を整備することになりました。平成 29 年度に実施設計及び地質調査、平成 30 年度に建設工事を行い、令和元年 10 月より供用開始しました。

・令和 5 年度一般墓地新規使用許可 … 13 区画



【一般墓地】



【合葬式墓地】

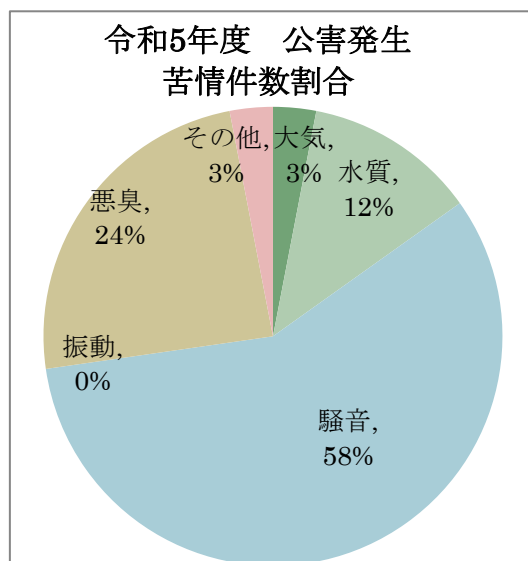
第8節 公害

環境基本法第 2 条において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう、と定められています。

公害苦情の発生件数は下表のとおりですが、市が住民にとって身近な公害苦情の窓口であることから、騒音、悪臭など近隣の事業所・事業活動からの苦情の申し立てが総数の半分をこえています。

表・図 2-8-1 公害苦情発生件数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
大気	0	5	1	1
水質	11	6	3	4
騒音	17	25	17	19
振動	2	2	1	0
悪臭	24	12	6	8
その他	11	5	3	1
合計	65	55	31	33



第Ⅱ編 廃棄物処理

第1章 令和5年度一般廃棄物処理計画

第1節 事業年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

第2節 一般廃棄物の排出状況

1)	計画処理区域	各務原市全域
2)	ごみの排出量	46,618 トン／年
3)	し尿の排出量	2,960 キロリットル／年
4)	浄化槽汚泥の排出量	39,450 キロリットル／年

第3節 ごみ処理計画

収集・運搬する廃棄物の量

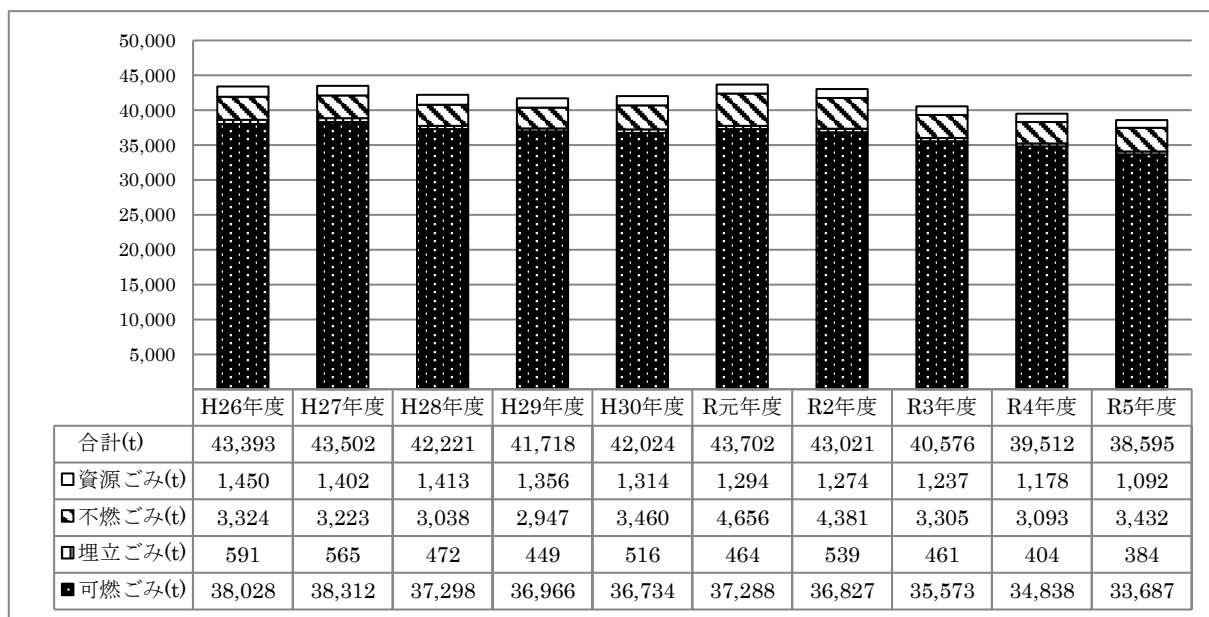
1)	可燃ごみ	28,000 トン／年
2)	不燃・破碎ごみ	1,300 トン／年
3)	資源ごみ	1,156 トン／年
4)	有害ごみ	110 トン／年
5)	緑ごみ	6,600 トン／年

第2章 ごみ処理事業

第1節 処理の現状

平成30年度までのごみ処理量は減少傾向にありましたが、令和元～2年度はコロナ禍における在宅時間の増加により一時的に増加しました。その後新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、再び減少傾向に転じています。

表・図2-1-1 ごみ処理量



第2節 ごみ処理単価

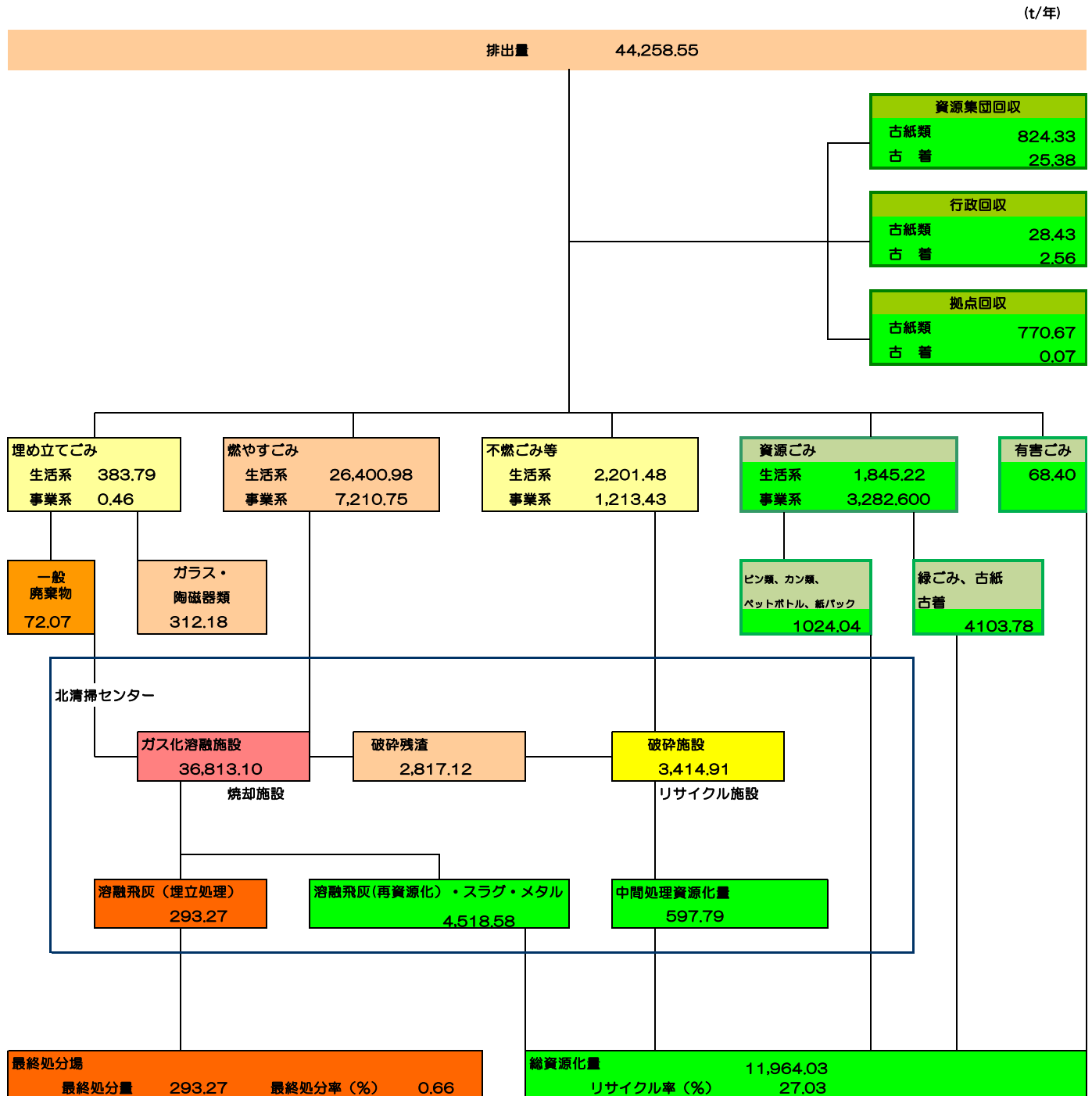
ごみ1トン当たりの処理に係る単価は以下のとおりとなっています。

表2-2-1 ごみ処理単価（令和5年度）

種 別	1 トン当たりの単価
収 集	17,152 円
処 理	33,844 円
合 計	50,996 円

第3節 収集処理実績（北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ）

- 令和5年度 ごみ排出量 44,259 t・・・①
 ○令和5年度 ごみ資源化量 11,964 t・・・②
 ○令和5年度 ごみ資源化率 27.03%・・・②÷①



※端数処理により合計が合わないことがあります。

第4節 3Rへの取り組み・広報啓発活動

1. 紙ごみリサイクル事業

平成20年度より開始した家庭から排出される可燃ごみの減量化や資源化を推進する「紙ごみリサイクル事業」に取り組みました。

この事業では、以下の3つの取り組みを行いました。

- ① 地域のPTA等が主催する資源集団回収による古紙類の定期的な回収
- ② 公共施設や大型ショッピングセンターなど35箇所に「古紙回収ボックス」の設置
- ③ 包装紙や紙箱などの「雑がみ」の回収の強化

回収量につきましては減少傾向ですが、これは、紙の需要にかかる構造的なマイナス要因（広告等の電子媒体への移行、経費削減による薄い紙へのシフト等）のほか、民間事業者による古紙回収拠点の開設によるものと考えられます。

表2-4-1 古紙回収実績

（単位：トン）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回収実績	3,004	2,021	1,993	1,914	1,623

※古着は除く

2. 緑ごみリサイクル事業

家庭や事業所等から排出される樹木のせん定枝や落ち葉、刈り草などの「緑ごみ」の焼却処理を中止し、市内17ヶ所の回収拠点及び一部自治会において、分別回収を行いました。回収された「緑ごみ」は、市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルされます。

表2-4-2 緑ごみ回収実績

（単位：トン）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
回収実績	3,903	3,328	3,943	3,575	4,029

※市外の事業系緑ごみは除く

3. マイバッグの推進

平成 20 年度よりスタートしたレジ袋削減（有料化）事業。市ウェブサイトでマイバッグ使用の呼びかけを行ってきましたが、令和 2 年 7 月 1 日よりレジ袋有料化が義務化されたことで、マイバッグの利用が進みました。

なお、令和 5 年度末の時点で、レジ袋削減に取り組み、市の調査にご協力いただいた店舗は 13 店舗です。



レジ袋購入率 12.1%

表 2-4-3 令和 5 年度レジ袋調査協力店舗

店舗名	
アピタ各務原店	アミカ各務原店
イオン各務原店	サンマートサカイ蘇原店
スーパーサカイ	スーパー三心蘇原店
スーパー三心那加店	バロー各務原中央店
ピアゴ各務原店	平和堂うぬま店
マックスバリュ各務原店	マックスバリュ各務原那加店
ヤマワ本店	

4. 環境行動優良事業所認定事業

平成 20 年度より地域及び地球規模の環境対策、廃棄物の発生抑制やリサイクル並びにその他環境に配慮した行動を積極的に取り組んでいる市内の事業所等を「環境行動優良事業所」として認定し、その取り組み内容を市ホームページ等を通して、広く市民に周知するなど事業者の環境活動を支援しています。

表 2-4-5 環境行動優良事業所認定事業者（認定番号順）42 事業所 R6.4.1 現在

事業者名
川崎重工業株式会社 航空宇宙システムカンパニー
岐阜車体工業株式会社
天龍ホールディングス株式会社
岐阜プラスチック工業株式会社
株式会社鵜飼
エーザイ株式会社 川島工園
川崎岐阜協同組合
中部電力パワーグリッド株式会社 各務原営業所
榎本ビーエー株式会社

高安株式会社
中日本ダイカスト工業株式会社
イオンリテール株式会社 イオン各務原店
ユニー株式会社 アピタ各務原店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原店
ユニー株式会社 ピアゴ各務原店
株式会社サンマートサカイ 蘇原店
株式会社ヤマワ 本店
生活協同組合 コープぎふ 尾崎店
株式会社コノミヤ 鵜沼店
ムトー精工株式会社
株式会社フジミインコーポレーテッド 各務原工場
日本毛織株式会社 岐阜工場
岐阜県金属工業団地協同組合
株式会社樋口製作所
株式会社イナバ印刷社
SANEI 株式会社 岐阜工場
テルモ・クリニカルサプライ株式会社
株式会社東海理機 各務原工場
那加印刷株式会社
リメイキング株式会社 各務原営業所
各務原衛生株式会社
株式会社デザインラボ
各務原清掃株式会社
各務原清掃株式会社 那加営業所
山興印刷株式会社
生活協同組合 コープぎふ 各務原支所
株式会社バロー 各務原中央店
株式会社平和堂 うぬま店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原那加店
株式会社那加自動車教習場
中日新聞那加北部専売店有限会社山田新聞店
株式会社ライフテック

製造業者（一部抜粋）
・ ジクロロメタンを含有しない塗装剥離剤を可能な限り使用し、ジクロロメタンの排出量を低減している。 ・ 安全具のクリーニングユース、分別強化による金属複合プラの再資源化をしている。 ・ ペットボトルのリサイクル活動を継続して行っている。 ・ 環境マネジメントシステム（EMS）を導入し、製造部門ではCO₂の排出削減と廃棄物の削減を実施している。 ・ 適正なフロン設備の管理を行っている。 ・ 省エネ設備への切り替えのため、ほぼ全ての蛍光灯をLEDに取り換えた。 ・ 昼休みや、就業時間中に使用していない事務室・作業所等の消灯を行っている。 ・ 事業活動を通し合成繊維、プラスチックの再生原材料の生産、販売、素材とする不織布の販売、荷資材の再利用を行い資源循環型社会構築の施設に協力している。 ・ 都市ガス使用量低減、LPガス低減、電力量削減をはかっている。 ・ 「ぎふプラスマ！」に登録し、ペットボトルキャップのリサイクルBOXを設置している。 ・ 廃棄物の再利用及び、原料化をしている。 ・ 有機洗浄液の再生利用を行っている。 ・ 工場排水が三井川に合流する地点にオイルフェンスを常時設置し、毎月オイルマットを交換している。 ・ 化学薬品の保管・管理の徹底と産業廃棄物（処理液）を専門業者に処理を委託している。 ・ 工場周辺の清掃活動・美化活動を行っている。
小売業者（一部抜粋）
・ ゴミの分別を積極的に行い環境負荷の軽減を行う活動の推進している。 ・ 店内で発生した廃棄物は13種類に分別し、段ボールと発泡スチロールはリサイクルを行っている。 ・ トレー回収を積極的に取り組み、再生トレーを使用することでCO₂削減をはかっている。 ・ 資源回収（ペットボトル、アルミ缶、牛乳パック、白トレー）を実施している。 ・ レジ袋の削減活動（レジ袋有料化・買物袋持参の呼びかけ・買物かごの販売）の実施。 ・ 事業所内に紙BOXを設置し、再資源化に努めている。 ・ 2020年度以降、特に無料配布しているストロー・カトラリー類を、プラスチックから紙や木などの環境配慮型素材へ切り替えた。
その他業種（一部抜粋）
・ 従業員に対する環境方針の周知と環境教育の実施、及び次世代層に対する環境教育を実施している。 ・ 再生品、エコマーク商品、グリーン購入法適合商品を積極的に使用している。 ・ ごみの分別の徹底。 ・ 事務所内空調の省エネ温度設定やクールビズ等による、地球温暖化防止活動の展開。 ・ ペーパーレス化、印申物の両面印刷や割付印刷による紙使用量を削減している。 ・ パークレンジャーとして地域の清掃活動を実施したり、不法投棄パトロールを実施。

- ・消費電力量をグラフ掲示し、節電の意識を高めた。
- ・太陽光発電により CO2 排出を削減している。
- ・デジタルタコグラフを全車両に搭載し、エコドライブを意識させている。
- ・ごみの分別を徹底している。
- ・通気性に優れた制服の採用や空調服の着用により、エアコン使用時の電力消費量の削減に努めている。
- ・マイ箸、マイボトルを使用している。
- ・環境対応車を導入した。

5. 不用品交換銀行

不用品交換銀行は、家庭において不用になった家庭用品等で、まだ再使用できる物品について、これを希望する市民に情報を提供し、再使用を推進し、資源の有効利用と不用品再利用等に関する市民意識を高めることを目的とした制度です。

令和5年度は、69件成立しました。

(件)

	R元	R2	R3	R4	R5
譲受希望	208	155	230	220	280
提供希望	171	135	222	186	172
成立	51	53	80	64	69

6. 広報活動

一般廃棄物の処理について、行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市ウェブサイトや広報紙等により、次の広報活動を実施しています。

- (1) 市の環境状況や環境施策の進捗状況を市民・事業者等に報告するための資料として「各務原市環境報告書」を作成し、市ウェブサイトに掲載。
- (2) ごみの回収や出し方の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ出しガイドブック」の配布
- (3) 紙ごみ・緑ごみの回収についての周知を目的とした「古紙回収ステーション一覧表」「緑ごみ拠点回収日程表」の配布
- (4) 市ウェブサイトや広報紙を利用した環境行政に関する情報の提供
- (5) 生ごみの水切りについて、市ウェブサイトや広報紙による周知
- (6) 食品ロス削減について、市ウェブサイトや広報紙及びイベントによる周知
- (7) 雑がみの分別について、市ウェブサイトや広報紙による周知

7. 出前講座

市民生活の中から出てくるごみの処理や、ごみの分別・リサイクルについて、より理解を深めていただくため、市民団体・学校等の集会において出前講座を開催しています。

令和5年度実績

講座名	実施件数
市民生活とごみ処理	1 件
減らそう！食品ロス	4 件
家庭で取組もう 生活排水対策	0 件
地球温暖化って何？	1 件

第3章 し尿処理

第1節 処理実績

し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、平成23年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

処理量については、下水道の供用開始区域の拡大に伴って、少しずつ減少傾向にあります。

表3-1-1 し尿処理量

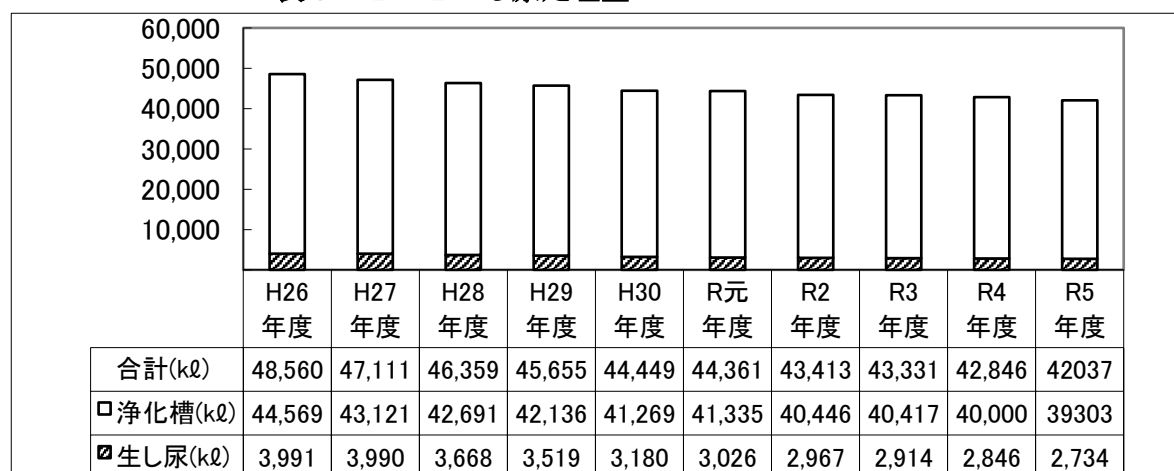
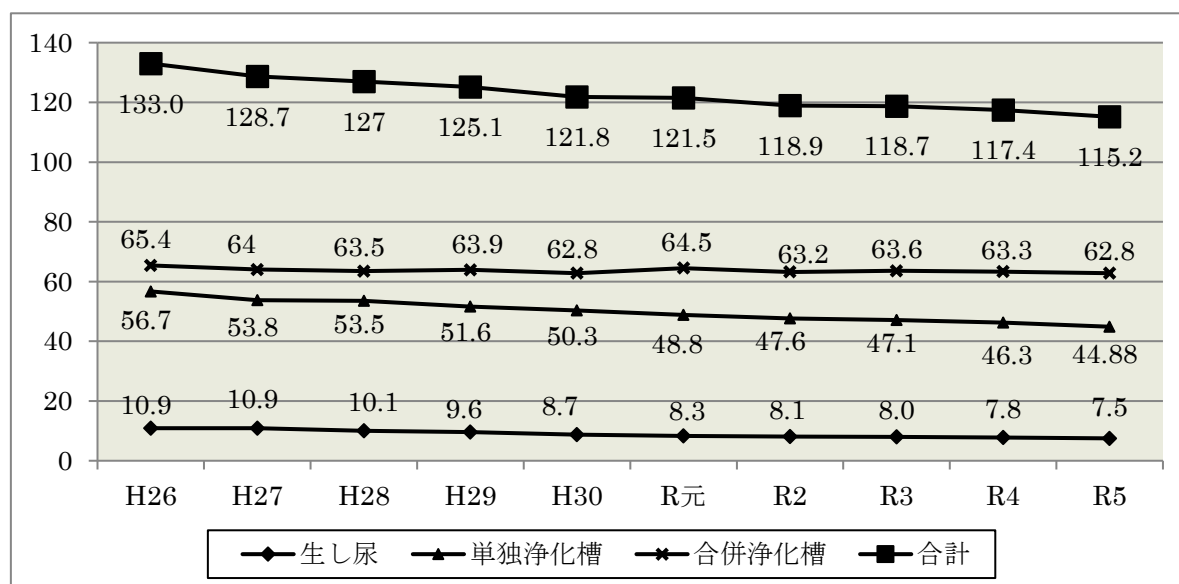


表3-1-2 クリーンセンター年度別日処理量



食品ロス削減啓発リメイクレシピ集を作成

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスについて理解を深めてもらい、その量を減らすことを目的として、東海学院大学 管理栄養学科と協力して、家庭でも簡単にできるアレンジレシピをまとめたレシピ集を作成しました。

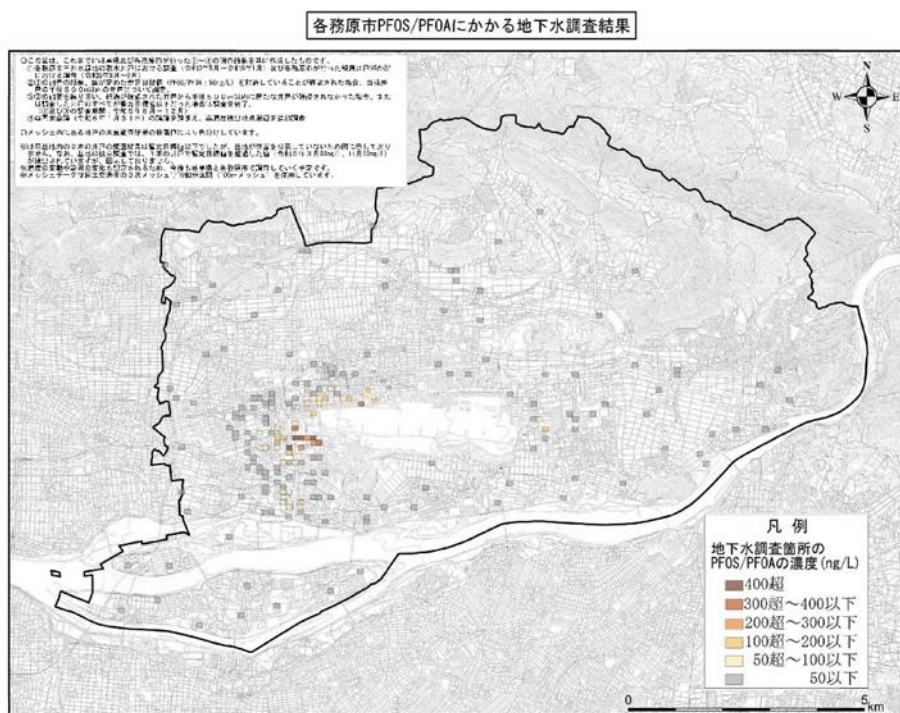
食品ロスに関するイベントなどで配布していきます。



有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に対する対策について

上水道の水源となる井戸から暫定目標値を超える有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が検出されたことを受け、市と県が連携して井戸水（地下水）や河川・用水路等の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の状況を調査しました。その結果、調査した井戸 201 箇所のうち 30 箇所、河川・用水路等 16 地点のうち 1 地点にて、国が定めた暫定目標値(50ng/L)を超過していました。

県と市が設置した専門家会議の意見を踏まえ、今後も井戸水等の継続的なモニタリングを行っていきます。



全体評価

自然と共生するまちづくり

落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用

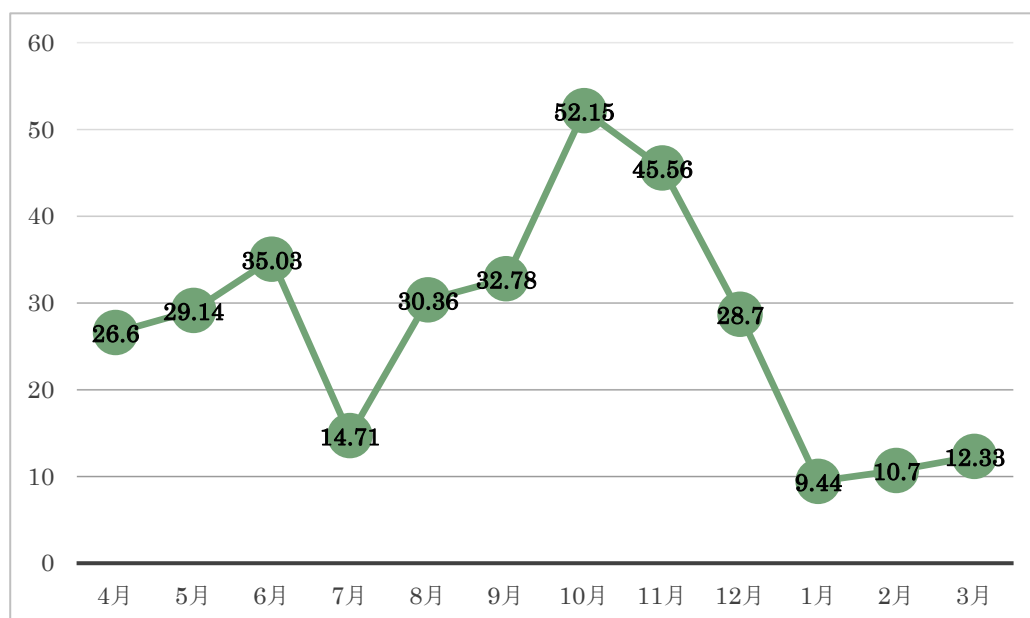
目的 一般家庭や市民清掃から出る緑ごみについては、バイオマス燃料として利用することにより二酸化炭素排出量を削減する。

家庭緑ごみ等

・拠点回収

家庭から発生する樹木の枝などを毎月市内 17 ヶ所の回収拠点で受け入れを行い、再資源化施設へ搬入した。計 328 t を回収した。

回収拠点での回収量の月別推移（t）

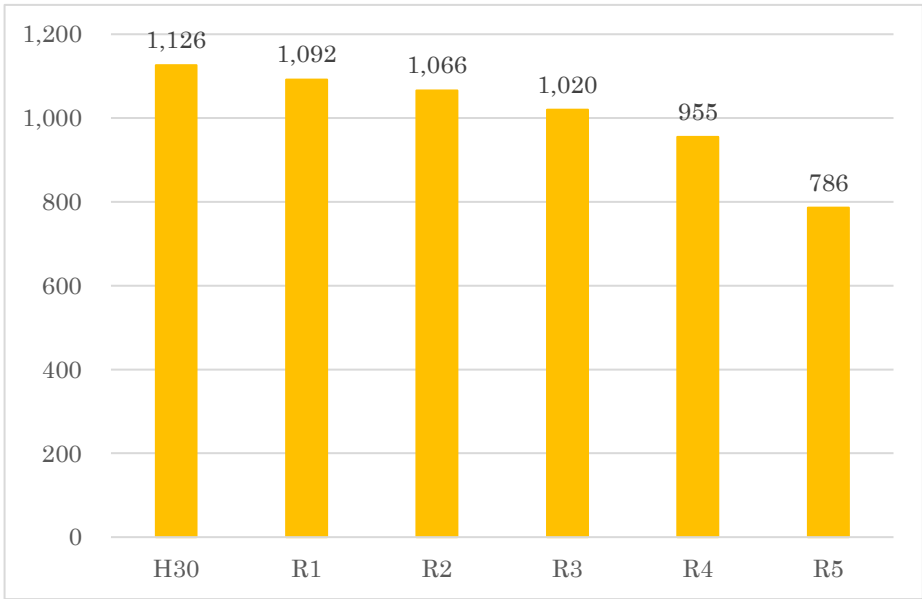


・その他回収

北清掃センター持込み 482 t、自治会主催の拠点 12 t、市民清掃 157 t、市施設 531 t、事業系 2,519 t の回収を行った。

緑ごみは再資源化施設においてバイオマス燃料としてリサイクルした。

評価 市内で発生した緑ごみ 4,029 t をバイオマス燃料として資源化することができた。

資源を大切に暮らすまちづくり															
古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供															
目的	ごみの減量化、リサイクルの推進による持続可能な循環型都市づくりを推進するため、古紙・古着の回収を積極的に推進する。														
事業内容	資源集団回収の奨励 平成 2 年度から奨励金制度を開始し、令和 5 年度は 1kg あたり 10 円の奨励をした。令和 5 年度の登録団体は 71 団体で、850 t の古紙・古着を回収した。 古紙拠点回収の推進 公共施設 20 箇所、協力団体 6 箇所、協力店 7 箇所、回収業者 2 箇所、計 35 箇所の古紙回収ステーションで実施し、786 t の古紙・古着を回収した。 古紙回収ステーションにおける回収量推移 (単位：トン)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回収量 (トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>1,126</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,092</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>786</td> </tr> </tbody> </table> 行政回収 川島地区で年 10 回古紙・古着の行政回収を行い、30 t 回収した。	年度	回収量 (トン)	H30	1,126	R1	1,092	R2	1,066	R3	1,020	R4	955	R5	786
年度	回収量 (トン)														
H30	1,126														
R1	1,092														
R2	1,066														
R3	1,020														
R4	955														
R5	786														
評価	令和 5 年度の古紙・古着の回収量は、1,666 t であり、令和 4 年度比 15.47% 減であった。 特に拠点回収量と行政回収量が年々減少しており、これは民間の回収ステーションの利用や、電子化によるペーパーレスなどライフスタイルの変化による紙類の減少も要因として考えられる。														



環境報告書 令和6年度版（令和5年度実績）

〔編集・発行〕 各務原市役所 市民生活部 環境室 環境政策課

〒504-8555 岐阜県 各務原市 那加桜町 1丁目69番地

TEL 058-383-4230 （直通）

FAX 058-383-6365

〔発行日〕 令和6年8月

〔印刷〕 各務原市